

上下水道工事共通仕様書

令和7年4月

岐阜市上下水道事業部

上下水道工事共通仕様書

工事仕様書の変遷

上、下水道工事標準仕様書	平成 2 年 4 月
	平成 7 年 4 月改訂
上下水道工事共通仕様書	平成13年 4 月改訂
	平成21年10月改訂
	平成22年 4 月一部改正
	平成23年 4 月改訂
	平成24年 4 月改訂
	平成25年 4 月改訂
	平成27年 4 月改訂
	平成28年 4 月改訂
	平成29年 4 月改訂
	平成30年 4 月改訂
	平成31年 4 月改訂
	令和 2 年 4 月改訂
	令和 3 年 4 月改訂
	令和 4 年 4 月改訂
	令和 4 年 7 月改訂
	令和 5 年 4 月改訂
	令和 6 年 4 月改訂
	令和 7 年 4 月改訂

上下水道工事共通仕様書

目次

第1章 総 則

第1節 総 則	1
第101条 適 用	1
第102条 用語の定義	1
第103条 設計図書の照査等	4
第104条 請負代金内訳書及び工程表の提出	5
第105条 施工計画書	5
第106条 工事実績情報システムへの登録	6
第107条 監督職員	6
第108条 工事用地等の使用	7
第109条 工事の着手	7
第110条 工事の下請負	7
第111条 施工体制台帳	7
第112条 受注者相互の協力	9
第113条 調査・試験等に対する協力	9
第114条 工事の一時中止	10
第115条 設計図書の変更	10
第116条 工期変更	10
第117条 支給材料及び貸与品	11
第118条 工事現場発生品	12
第119条 建設副産物	12
第120条 監督職員による確認及び立会等	13
第121条 工事関係写真	20
第122条 数量の算出及び完成図	20
第123条 工事完成検査	21
第124条 既済部分検査等（出来形検査・指定部分完成検査）	21
第125条 中間検査	22
第126条 部分使用	22
第127条 施工管理	22
第128条 履行報告	24
第129条 工事関係者に対する措置請求	24
第130条 工事中の安全確保	24

第 1 3 1 条	爆発及び火災の防止	27
第 1 3 2 条	後片付け	28
第 1 3 3 条	事故報告	28
第 1 3 4 条	環境対策	28
第 1 3 5 条	文化財の保護	32
第 1 3 6 条	交通安全管理	32
第 1 3 7 条	施設管理	37
第 1 3 8 条	諸法令の遵守	37
第 1 3 9 条	官公庁等への手続等	39
第 1 4 0 条	施工時期及び施工時間の変更	40
第 1 4 1 条	工事測量	40
第 1 4 2 条	提出書類	41
第 1 4 3 条	不可抗力による損害	41
第 1 4 4 条	特許権等	42
第 1 4 5 条	保険の付保及び事故の補償	42
第 1 4 6 条	現場技術員	43
第 1 4 7 条	現場代理人、主任技術者及び監理技術者等	43
第 1 4 8 条	電子納品	45
第 1 4 9 条	河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	45
第 1 5 0 条	踏荒し	45
第 1 5 1 条	契約不適合責任	46
第 1 5 2 条	臨機の措置	46

第2章 材 料

第 1 節	適 用	47
第 2 0 1 条	適 用	47
第 2 節	工事材料の品質及び検査	47
第 2 0 2 条	工事材料の品質	47
第 3 節	水道用材料	50
第 2 0 3 条	水道用材料	50
第 4 節	下水道用材料	51
第 2 0 4 条	下水道用材料	51
第 5 節	土	52
第 2 0 5 条	土	52
第 6 節	石	52

第206条 石	52
第7節 骨 材	53
第207条 骨 材	53
第8節 木 材	53
第208条 木 材	53
第9節 鋼 材	53
第209条 鋼 材	53
第10節 セメント及び混和材料	53
第210条 セメント及び混和材料	53
第11節 セメントコンクリート製品	53
第211条 セメントコンクリート製品	53
第12節 瀝青材料	53
第212条 瀝青材料	53
第13節 芝及びそだ	54
第213条 芝及びそだ	54
第14節 目地材料	54
第214条 目地材料	54
第15節 塗 料	54
第215条 塗 料	54
第16節 道路標識及び区画線	54
第216条 道路標識及び区画線	54
第17節 その他	54
第217条 その他	54

第3章 一般施工

第1節 適 用	55
第301条 適 用	55
第2節 土 工	55
第302条 一般事項	55
第3節 管路土工	55
第303条 一般事項	55
第4節 管基礎工	55
第304条 一般事項	55
第5節 管路土留工	55
第305条 一般事項	55

第6節 埋設物防護工	56
第306条 一般事項	56
第7節 管路路面覆工	56
第307条 一般事項	56
第8節 補助地盤改良工	56
第308条 一般事項	56
第9節 開削水替工	56
第309条 一般事項	56
第10節 地下水位低下工	56
第310条 一般事項	56
第11節 その他共通的に使用する工種等	56
第311条 適用	56
第312条 一般事項	57

第4章 上水道

第1節 適用	58
第401条 適用	58
第2節 適用すべき諸基準	58
第402条 適用すべき諸基準	58
第3節 管布設工	58
第403条 一般事項	58
第404条 管弁類の取扱い及び運搬	59
第405条 配管技能者	59
第406条 管布設工	60
第407条 管切断工	60
第408条 既設管連絡工	61
第409条 既設管撤去工	61
第410条 不断水連絡工	61
第411条 離脱防止金具取付工	62
第412条 異形管防護工	62
第413条 水圧試験	62
第414条 水管橋架設工	63
第415条 防食用ポリエチレンスリーブ被覆工	63
第416条 管表示工	63
第417条 通水準備工	63

第4節 ダクタイトル鋳鉄管接合工	64
第418条 一般事項	64
第419条 K形ダクタイトル鋳鉄管接合工	64
第420条 KF形ダクタイトル鋳鉄管接合工	65
第421条 SⅡ形、S形、NS形ダクタイトル鋳鉄管接合工	66
第422条 GX形ダクタイトル鋳鉄管接合工	70
第5節 水道配水用ポリエチレン管接合工	73
第423条 一般事項	73
第424条 水道配水用ポリエチレン管接合工	74
第6節 その他の管の接合工	75
第425条 一般事項	75
第426条 フランジ継手接合工	75
第427条 水道用硬質塩化ビニル管接合工	75
第428条 水道用ポリエチレン二層管接合工	76
第7節 仕切弁等付属施設設置工	76
第429条 一般事項	76
第430条 仕切弁設置工	76
第431条 消火栓設置工	77
第432条 空気弁設置工	77
第433条 排水弁設置工	77
第8節 配水管凍結工	78
第434条 一般事項	78
第435条 凍結工	78
第9節 既設管内配管工	79
第436条 適用	79
第437条 一般事項	79

第5章 下水道

第1節 適用	80
第501条 適用	80
第2節 開削工	80
第502条 適用	80
第503条 一般事項	80
第3節 小口径推進工	80
第504条 適用	80

第505条 一般事項	80
第4節 推進工	81
第506条 適用	81
第507条 一般事項	81
第5節 シールド工	81
第508条 適用	81
第509条 一般事項	81
第6節 管きょ更生工	81
第510条 適用	81
第511条 一般事項	81
第7節 マンホール工	81
第512条 適用	81
第513条 一般事項	82
第8節 特殊マンホール工	82
第514条 適用	82
第515条 一般事項	82
第9節 取付管及びます工	82
第516条 適用	82
第517条 一般事項	82
第10節 地盤改良工	82
第518条 適用	82
第519条 一般事項	82
第11節 付帯工	83
第520条 適用	83
第521条 一般事項	83
第12節 立坑工	83
第522条 適用	83
第523条 一般事項	83

第6章 給水装置及び排水設備

第1節 適用	84
第601条 適用	84
第2節 給水装置工	84
第602条 一般事項	84
第3節 排水設備工	84

第603条 一般事項	84
第7章 無筋・鉄筋コンクリート	
第1節 適用	85
第701条 適用	85
第2節 無筋・鉄筋コンクリート工	85
第702条 一般事項	85
第8章 舗装	
第1節 適用	86
第801条 適用	86
第2節 一般舗装	86
第802条 一般事項	86
第3節 道路舗装工	86
第803条 一般事項	86
工事関係様式一覧集	87
施工計画書（様式第1号）	88
支給材料受領書（様式第2号）	90
支給材料清算書（様式第3号）	91
貸与品借用書（様式第4号）	92
現場発生品調書（様式第5号）	93
材料検査（試験）願（様式第6号）	94
事故発生報告書（様式第7号）	95
休日・夜間作業届（様式第8号）	96
工事日誌（水道用）（様式第9－1号）【現場代理人が主任技術者を兼任しない場合】	97
工事日誌（水道用）（様式第9－2号）【現場代理人が主任技術者を兼任する場合】	98
工事日誌（下水道用）（様式第10－1号）【現場代理人が主任技術者を兼任しない場合】	99
工事日誌（下水道用）（様式第10－2号）【現場代理人が主任技術者を兼任する場合】	100
標識（様式第11号）	101
指示・承諾・協議・提出・報告書（様式第12－1号）【監督職員発議の場合】	102
指示・承諾・協議・提出・報告書（様式第12－2号）【現場代理人発議の場合】	103
施工打ち合わせ記録簿（現場関連）（様式第12－3号）	104
施工打ち合わせ記録簿（測量・設計関連）（様式第12－4号）	105
使用材料調書（様式第13号）	106

工事履行報告書（様式第16号）	107
段階確認報告書（様式第19号）	108
現場代理人・技術者経歴書（様式第20号）	109
配管技能者届（様式第21号）	110
工事出来形表（水道用）（様式第22号）	111
工事出来形表（下水道用）（様式第23号）	112
測定結果一覧表（様式第24号）	113
工程表（様式第26号）	114
現場代理人・技術者届（様式第27号）	115
請負代金内訳書（様式第29号）	117
出来形届書（様式第30号）	118
出来形内訳書（様式第31号）	119
完成届（様式第32－1号）	120
指定部分完成届（様式第32－2号）	121
掛金収納書提出用台紙（様式第33号）	122
掛金収納書（電子申請方式）（様式第34号）	123
建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第35号）	124
契約履行期間の延長申請書（様式第36号）	125

付図・付表一覧集	126
付図－1 標準掘削断面図・埋設標識シート設置標準図（水道）	127
付図－2 骨組表示記号（水道）	128
付図－3 仕切弁据付標準図 $\phi 50$	131
付図－4 仕切弁据付標準図 $\phi 75 \sim \phi 150$	132
付図－5 仕切弁据付標準図 $\phi 200 \sim \phi 250$	133
付図－6 消火栓設置工標準図（ $\phi 75$ ）	134
付図－7 消火栓設置工標準図（ $\phi 100 \sim \phi 150$ ）	135
付図－8 交差点部標準骨組図	136
付図－9 管末拔出防護工標準図（ $\phi 50 \sim \phi 150$ ）	137
付図－10 給水切替標準図	138
付図－11 標題欄・表示テープ貼付標準図	139
付表－1 出来形規格値（水道）	140
付表－2 出来形管理基準（水道）	141
付表－3 写真管理基準（水道）	143
付表－4 上水道竣工図確認表	145

第1章 総 則

第1節 総 則

第101条 適 用

- 1 上下水道工事共通仕様書（以下「**共通仕様書**」という。）は、岐阜市上下水道事業部（以下「部」という。）が発注する水道工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともにその他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、**共通仕様書**の適用に当たっては、岐阜市上下水道事業部建設工事監督要領（昭和58年8月19日決裁。以下「監督要領」という。）及び岐阜市上下水道事業部建設工事検査要領（昭和58年8月19日決裁。以下「検査要領」という。）に従った監督、検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（**完成検査**、**出来形検査**等）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図面、**特記仕様書**及び**工事数量総括表**に記載された事項は、この**共通仕様書**に優先する。
- 4 **特記仕様書**、契約図面、**工事数量総括表**の間に相違がある場合、または契約**図面**からの読み取りと契約**図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 5 **設計図書**は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。
- 6 受注者から発注者又は監督職員に対する**提出**、**通知**、その他の行為で、**共通仕様書**で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもって期限とみなすものとする。ただし、契約書、**共通仕様書**において別段の定めがある場合は、この限りではない。
- 7 **共通仕様書**に規定のない事項については、別に定める**特記仕様書**による。ただし、両仕様書に規定のない事項については、岐阜県建設工事共通仕様書（以下「県仕様書」という。）に準拠しなければならない。
- 8 **共通仕様書**の内容で県仕様書に準ずる規定については、県仕様書が改定された場合、これに準拠しなければならない。

第102条 用語の定義

- 1 上下水道工事においては、監督職員とは、監督権者（岐阜市水道事業及び下水道事業管理者）から工事の監督の執行を命ぜられた者をいい、総括監督職員（総括業務担当者）、一般監督職員（一般業

務担当者)を総称している。

- 2 総括監督職員とは、監督要領第5条第1項第1号に定める業務を行う者をいう。
- 3 一般監督職員とは、監督要領第5条第1項第2号に定める業務を行う者をいう。
- 4 **契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。
- 5 **設計図書**とは、**仕様書**、**契約図面**、**現場説明書**及び現場説明に対する**質問回答書**をいう。
- 6 **仕様書**とは、各工事に共通する**共通仕様書**と工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称している。
- 7 **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 8 **特記仕様書**とは、**共通仕様書**を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した**書面**及び受注者が**提出**し監督職員が**承諾**した**書面**は、**特記仕様書**に含まれる。
- 9 **契約図面**とは、契約時に**設計図書**の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
- 10 **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 11 **質問回答書**とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。
- 12 **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、**工事完成図**等をいう。なお、設計図には、紙媒体によるものの他、CADデータ等、電子媒体によるものを含むものとする。また、**図面**には、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した**図面**を含むものとする。
- 13 **工事数量総括表**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 14 **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。
- 15 **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が**書面**により同意することをいう。
- 16 **協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 17 **提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 18 **提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し、工事に係る**書面**またはその他の資料を示すほかに、PCやタブレット等で示し、説明することをいう。
- 19 **報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、**書面**により知らせることをいう。
- 20 **通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、**書面**により知らせることをいう。

- 21 **受理**とは、**契約図書**に基づき、受注者、監督職員が相互に**提出**された**書面**を受け取り、内容を把握することをいう。
- 22 **連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日**書面**による**連絡**内容の伝達は不要である。
- 23 **納品**とは、受注者が監督職員へ工事完成時に成果品を納めることをいう。
- 24 **情報共有**とは、業務効率化を実現するために、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換し、又は共有することをいう。
- なお、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」（岐阜県）により作成及び**提出**等を行った工事帳票については、別途紙に出力して**提出**しないものとする。
- 25 **電子納品**とは、成果品を電子媒体で**納品**することをいう。
- 26 **書面**とは、工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」により作成され、**指示**、**承諾**、**協議**、**提出**又は**報告**が行われた**工事帳票**については、**書面**として有効とする。
- 27 **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）（岐阜県）に基づき撮影したものをいう。
- 28 **工事帳票**とは、**施工計画書**、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿に添付して**提出**される非定型の資料をいう。
- 29 **工事書類**とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。
- 30 **契約関係書類**とは、契約約款第9条第5項の規定により監督職員を経由して受注者から発注者へ、または発注者から受注者へ**提出**される書類をいう。
- 31 **工事管理台帳**とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。
工事管理台帳は、工事目的物の諸元を取りまとめた施設管理台帳及び工事目的物の品質記録を取りまとめた品質記録台帳をいう。
- 32 **工事完成図書**とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。
- 33 **電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となる電子データをいう。
- 34 **工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**及び**工事完成図書**をいう。
- 35 **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場又は関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
- 36 **立会**とは、**契約図書**に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
- 37 **工事検査**とは、検査職員が契約約款第31条、第37条及び第38条の規定に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 38 **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

- 39 **完成検査**とは、検査職員が契約約款第31条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
- 40 **出来形検査**とは、契約約款第37条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
- 41 **指定部分完成検査**とは、契約約款第38条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。
- 42 **中間検査**とは、検査職員が検査要領第4条第3号に基づき行うものをいう。
- 43 **検査職員**とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 44 **同等以上の品質**とは、**設計図書**で指定する品質または**設計図書**に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 45 **工期**とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 46 **工事開始日**とは、**工期**の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。
- 47 **工事着手**とは、**工事開始日**以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 48 **工事**とは、**本体工事**及び**仮設工事**またはそれらの一部をいう。
- 49 **本体工事**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 50 **仮設工事**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 51 **工事区域**とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。
- 52 **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
- 53 **S I**とは、国際単位系をいう。
- 54 **現場発生品**とは、工事の施工により**現場**において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 55 **J I S規格**とは、日本産業規格をいう。

第103条 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、**共通仕様書**、県仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。
- 4 「岐阜市設計変更ガイドライン（建設）令和元年12月」または「岐阜市設計変更ガイドライン（営繕）令和元年12月」を参考とする。

第104条 請負代金内訳書及び工程表の提出

受注者は、契約約款第3条に従って「請負代金内訳書」（様式第29号）及び「工程表」（様式第26号）を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。なお、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の事業主負担分を明示すること。ただし、工程表は、発注者が必要と認めて指示したときに限る。

第105条 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について、記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、災害復旧等早急な対応を要する工事の概略発注や関係機関協議等の制約条件により施工方法が未確定な工種等については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。また、受注者は、小規模工事及び維持工事等単純な工事においては監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。なお、省略できる記載内容及び工事の区分は、様式第1号の別紙「**施工計画書**の内容区分」による。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 主要機械（指定機械）
- (8) 主要資材
- (9) 施工方法（仮設備計画、工事用地等を含む）
- (10) 施工管理
- (11) 環境管理（現場作業環境の整備）
- (12) 再生資源の利用促進及び建設副産物の適正処理方法
- (13) 電子納品実施計画
- (14) 法定休日・所定休日（週休二日制の導入）
- (15) その他

- 2 受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に**施工計画書**のうち変更が生じた部分を改め、変更部分について監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を監督職員に**提出**するものとする。なお、重要な変更とは、「施工計画に大きく影響しない数量の増減」以外の変更をいう。
- 3 受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、監督職員が**指示**した事項や設計図書に記載された事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、**施工計画書**（変更**施工計画書**を含む）の提出に際して、その内容（変更**施工計画書**の場合は変更部分についての内容）のヒアリングを監督職員から求められたときは応じなければならない。
- 5 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書で受注者が提案した内容を全て**施工計画書**に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、契約書の附則に記載がない提案については、**施工計画書**の作成前に監督職員と施工の可否を**協議**し、施工しないとした技術提案については、**施工計画書**に記載してはならない。

第106条 工事实績情報システムへの登録

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約（余裕期間を設定する工事の場合は当該工事の工事着手日）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、**工期**、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金額500万円未満に変更する場合には、変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けたうえで、登録機関に登録しなければならない。

第107条 監督職員

- 1 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。
- 2 監督職員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合

には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

第108条 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第109条 工事の着手

- 1 受注者は、**特記仕様書**に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約書に定める**工事始期日**以降30日以内に工事着手しなければならない。
- 2 受注者は、全ての工事において、契約後1～2週間以内に「総合評価落札方式の履行項目」、「法定福利費」およびその他すみやかに協議が必要な事項について、工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督職員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督職員と工事着手前協議を行うものとする。ただし、簡易な工事（請負金額10,000千円未満）については省略することが出来る。

第110条 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が部の入札参加資格者である場合には、営業停止または資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額

の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

第111条 施工体制台帳

- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを当該工種施工開始前までに監督職員に提出しなければならない。発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる場合は、提出は不要とする。なお、台帳提出毎の**施工計画書**の変更は必要ないものとする。
- 2 受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」（岐阜市）に準拠するものとし、監督職員が行う調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。
施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとし、様式については、県仕様書及び「工事現場における施工体制点検マニュアル」を参考とする。
なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。
- 4 受注者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、**工期**、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させるものとする。名札は図1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。）

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
写 真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の社印とする。

注3）不要な文字は抹消する。

図1-1 名札の標準図

- 5 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。
- 6 受注者は、建設業法第40条に従い、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に建設業許可票を掲示しなければならない。

第112条 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第113条 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。
- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、**工期**経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、**工期**経過後においても同様とする。

受注者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途、調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後すみやかに**提出**するものとする。また、調査票の聞き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を**提示**するものとする。

- 4 受注者は、当該工事が、発注者自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。受注者は、別途調査要領等に基づき調査票等の作成を行い、速やかに提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。
- 5 受注者は、低入札調査制度の調査対象工事となった場合において、施工計画及び施工体制台帳の内容について監督職員から説明を求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。

6 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、「新技術活用計画書」を発注者に**提出**しなければならない。

7 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

第114条 工事の一時中止

1 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第152条に規定する臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

2 発注者は、受注者が**契約図書**に違反したまたは監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3 第1項及び第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督職員を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

第115条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。なお、設計変更を行う際には、「岐阜市設計変更ガイドライン（建設）令和元年12月」または「岐阜市設計変更ガイドライン（営繕）令和元年12月」を参考とする。

第116条 工期変更

1 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく**工期**の変更について、契約約款第23条の**工期変更協議**の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「**事前協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

- 2 受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前**協議**において**工期変更協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに**工期**変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 3 受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**において**工期変更協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに**工期**変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 4 受注者は、契約約款第21条に基づき**工期**の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において**工期変更協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに**工期**変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 5 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき**工期**の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める**協議**開始の日までに**工期**変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第117条 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常に、その残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）には、支給材料精算書（様式第3号）を、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、貸与機械の使用に当たっては、監督職員と協議の上、必要な事項を定めるものとする。
なお、基本的な事項は、請負工事用建設機械無償貸付仕様書（国土交通省関東地方整備局資料）に準拠するものとする。
- 5 契約約款第15条第1項に規定する引渡場所は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。
- 6 受注者は、契約約款第15条第9項の規定に基づき不用となった支給材料または貸与品を返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品の修理を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 9 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

第118条 工事現場発生品

- 1 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書（様式第5号）を作成し、監督職員を通じて

発注者に**提出**しなければならない。

- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に**連絡**し、監督職員が引渡しを**指示**したものについては、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

第119条 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に**提示**しなければならない。
- 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（令和4年1月）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で**確認**される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づき、以下の事項を**書面**に記載し、監督職員に**報告**しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

- (3) 単価契約等の場合は、第1号の規定を準用する。この場合において、「受注者は」とあるのは「受注者は本作業において1件の指示書の作業内容が」と、「に基づき」とあるのは「第9条第1

項の規定に該当する場合は、同法に基づき」と読み替えるものとする。

- 5 受注者は、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に準拠し、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**にその写しを添付して監督職員に**提出**し、その内容を発注者に説明しなければならない。なお、作成した再生資源利用計画は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、受注者は、発注者から請求があった場合には、再生資源利用計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- 6 受注者は、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に準拠し、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**にその写しを添付して監督職員に**提出**し、その内容を発注者に説明しなければならない。なお、作成した再生資源利用促進計画は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、受注者は、発注者から請求があった場合には、再生資源利用促進計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- 7 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に**提出**しなければならない。
- 8 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の**提出**に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**しなければならない。
- 9 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**するものとする。
- 10 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等を使用することにより回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と調整の上、適正に処理するものとし、運搬方法及び処理方法については、事前に監督職員と**協議**するものとする。なお、処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は、産業廃棄物の処理を委託する際、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分、性状等）を把握し、処理業者に提供するものとする。

第120条 監督職員による確認及び立会等

- 1 受注者は**設計図書**に従って、監督職員の**立会**が必要な場合には、あらかじめ**立会**の内容を監督職員に**連絡**しなければならない。
- 2 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料検査（**確認**を含む）に合格した場合であっても、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 **段階確認、施工状況立会**いは、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、表1－3及び表1－4並びに**特記仕様書等**に示す工種の施工時期において、**段階確認**や**施工状況立会**いを受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に**段階確認**や**施工状況立会**いに係わる内容（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**連絡**しなければならない。また、監督職員から**段階確認**や**施工状況立会**いの実施について**連絡**があった場合には、受注者は**段階確認**や**施工状況立会**いを受けなければならない。
 - (3) 受注者は、**段階確認**や**施工状況立会**いに臨場するものとする。
 - (4) 監督職員は、**段階確認**や**施工状況立会**いを、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し、**確認**を受けなければならない。
 - (5) 受注者は、監督職員に完成時、不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 主たる工種に新技術、新工法および新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額で契約を締結した工事（以下「低入札工事」という。）、その他上記に類する工事については、**段階確認**や**施工状況立会**いの頻度を表1－3や表1－4のとおりとし、工事の重要度に応じた**段階確認**等を受けることとする。

なお、対象工事は低入札工事と下記のイ～二のとおりとし、着手前**協議**時に運用工種を定めるものとする。

 - イ. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・ 標準歩掛のない新工法を用いた場合。
 - ロ. 施工状況が厳しい工事
 - ・ 鉄道または現道上での橋梁工事
 - ・ 最大支間長100m以上の橋梁工事
 - ・ 掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事

- ・ 鉄道、道路等の重要構造物の近接工事
- ・ 砂防ダム・治山ダム（堤体高30m以上）
- ・ 軟弱地盤上での構造物
- ・ 場所打P C橋
- ・ 共同溝工事
- ・ ハイピア（躯体高30m以上）
- ・ 圧気潜函工事
- ・ 高圧充電部に近接して行う工事
- ハ. 第三者に対する影響のある工事
 - ・ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- ニ. その他
 - ・ 所属長（監督権者）が必要と認めた工事
 - ・ 上記イ～ハに類する工事

ただし、低入札工事で作業が容易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できる下記の工事等は除く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 植栽工事 | (7) 照明工事 |
| (2) 除草工事 | (8) 遮音壁工事 |
| (3) 区画線設置工事 | (9) 防護柵工事 |
| (4) 伐採作業 | (10) 標識工事 |
| (5) 堤防天端補修 | (11) その他これに類するもの |
| (6) コンクリート目地補修 | |

表 1－3 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認頻度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ 等	1回/1工事
河川・砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
舗装工		供用中の道路における舗装コープ採取時	舗装厚さ、採取位置	舗装面積150㎡未満：コアの抜き取りはしない 150～300㎡：N=1ヶ所 300～2,000㎡未満：N=3ヶ所 2,000㎡以上：N=4ヶ所、1,000㎡増す毎に1ヶ所増やす
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	使用材料、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	使用材料、杭径、施工位置	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 1枚 さらに 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 1枚 さらに 一般：1回/75枚 重点：1回/50枚
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H杭	打込時	使用材料、長さ、溶接の適否、杭の支持力	試験杭 1本 さらに 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/ 5本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認頻度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 1本 さらに 一般:1回/10本 重点:1回/ 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%/1構造物 重点:60%/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 1本 さらに 一般:1回/10本 重点:1回/ 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/ 5本
深礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回/3本
		グラウト注入時	使用材料、使用量	重点:全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据付完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
鋼管矢板基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 1本 さらに
		打込完了時	基準高、偏心量	一般:1回/10本 重点:1回/ 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/ 5本
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換え、厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 床止・床固 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%/1構造物 重点:60%/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
もたれ式擁壁工 (背面型枠が不要な場合)		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		コンクリート打継目毎打設完了時	基準高、高さ、幅、厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
補強土壁工	掘削	掘削完了時	幅・延長・支持地盤	1回/1構造物
	設置状況	施工中	ストリップ長、間隔等変化箇所、設計図書との対比	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認頻度
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%/1構造物 重点:60%/1構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般:－ 重要:1回/1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロッ ク桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作 工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業完了時)	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 (縦締め作業完了時)	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル工	掘削工	土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		開始は坑口より切り羽までの 距離が100mに達するまでの地 点	粉じん濃度	以降、1回/半月以内 さらに大幅な計画変更時
	支保工	支保工建込完了時(支保工変 化)	吹付コンクリート厚、ロック ボルト打込本数及び長さ	1回/支保工変化毎
	覆工	施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設または1回 /構造の変化毎の頻度の 多い方 ※重点監督:地山等級が D,Eのもの ※一般監督:重点監督以 外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により 確認
	インバート工	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	工事毎	工事毎に別途定める	工事毎に別途定める	工事毎に別途定める
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔 完了時	施工状況の適否、設計図書と の対比、深さ	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
	鋼板取付け工・ 固定アンカー工	鋼板建込固定アンカー完了時	建込状況の適否、設計図書と の対比、使用材料	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
	現場塗装工	塗装前、塗装完了時	施工状況の適否、塗膜厚、使 用材料及び使用量	1回/500㎡
アンカー工		削孔完了時・アンカー定着後		10本に1本の割合
塗装工	現場塗装	ケレン完了後各層、各塗り後	施工状況の適否、塗膜厚、使 用材料及び使用量	1回/500㎡
コンクリート吹付け 工 厚層基材吹付工		法面清掃完了時	施工状況の適否	一般:30%程度/1工事 重点:60%程度/1工事
		ラス張完了時 (ラスの位置、アンカー鉄 筋、検測ピンの確認)	ラスの位置、アンカー鉄筋、 検測ピンの径、長さ及び本数	
水道	開削工	管布設完了時	施工状況の適否	1回/構造の変化毎
	推進工	推進完了時	施工状況の適否	
下水道	開削工	管布設完了時	施工状況の適否	1回/構造の変化毎
	推進工	推進完了時	施工状況の適否	
	シールド工	セグメント組立完了時 二次覆工完了時	施工状況の適否	1回/100m
	立坑工	立坑完了時	支持地盤、寸法、施工状況	1回/1立坑
	人孔築造工	鉄筋組立て完了時 築造完了時	施工状況の適否、設計図書と の対比、使用材料	1回/1構造物

注) 1 表中の「確認頻度」は、確認頻度の目安であり、実施に当たっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、工事ごとに設定することとする。なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

注) 2 基準高は、表示した測量標(仮BM)の標高を確認し実施すること。

表 1 - 4 施工状況立会一覧表

種 別	細 別	把握時期	把握事項	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 床止・床固 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
後施工アンカー		充填材注入時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション T(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：支保工変更毎 重点：支保工変更毎 ただし、 最低10支保工毎 ※重点：地山等級がD E 一般：上記以外
盛土工 河川・道路・砂防		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し、締固め状況	一般：1回/1工事 重要：2～3回/1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し、締固め状況、天候、気温、舗装温度	一般：1回/1工事 重要：1回/3,000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時 施工時	清掃・錆落とし状況 使用材料、天候、気温	1回/1工事 1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
コンクリート吹付工		吹付時 その他監督職員が指示する時	品質規格、打設状況、天候、気温	1回/1工事
ダム工	工事毎	工事毎に別途定める	工事毎に別途定める	工事毎に別途定める
開削工(水道・下水道)		施工時	施工状況	1回/1工事
推進工(水道・下水道)		施工時 裏込注入時	施工状況 施工状況	1回/1工事 1回/1工事
シールド工(下水道)	一次覆工、二次覆工	裏込注入時 コンクリート打設時	施工状況 施工状況	1回/1工事 1回/1工事
立坑工(下水道)		施工時	施工状況	1回/1工事
人孔築造工(下水道)		施工時	施工状況	1回/1工事
仕切弁設置工(水道)		設置時	施工状況	1回/1工事
消火栓設置工(水道)		設置時	施工状況	1回/1工事

但し、施工管理記録、写真等で確認できる場合はこの限りでない。

なお、下記の簡易構造物には適用しないものとする。

- ① 小段の張コンクリート、階段、捨コンクリート等（河川の護岸は除く）
- ② コンクリート断面積 1 m^2 以下の水路、側溝等
- ③ コンクリート量 1 m^3 以下の防護柵、照明、標識等の基礎
- ④ 集水桝
- ⑤ 高さ 1 m 以下の擁壁

注) 1 表中の「把握の程度」は、目安であり、実施に当たっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、工事毎に設定することとする。

なお、1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

第 1 2 1 条 工事関係写真

1 工事写真

受注者は、**工事写真**を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）（岐阜県）に準拠し、及び付表－3 写真管理基準（水道）に基づき撮影、整理し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

2 完成写真

- （1）完成写真は、工事完成後の全景を表す全景写真と主要構造物の完成を表す部分写真とする。
- （2）完成内容が不明確な場合は補足説明や着色等により完成部分を明示すること。
- （3）部分払いに添付する出来形写真については、対象出来高に対して完成写真に準じて作成すること。
- （4）完成写真（部分払いに添付する出来形写真を含む）はカラー写真にて 1 部**提出**しなければならない。

3 完成検査写真

完成検査時の写真については、検査状況写真のほか、検査職員が特に必要とする検査項目について撮影し、写真を整理して監督職員に**提出**しなければならない。

第 1 2 2 条 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

受注者は、監督職員から指示があった場合は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事及び復旧工事施工に必要な情報等、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料を取りまとめた以下の書類を工事完成図書として**納品**しなければならない。

- （1）工事完成図
- （2）工事管理台帳

- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）（国土交通省中部地方整備局資料、以下「数量算出要領」という。）及び**設計図書**に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、出来形管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

- 3 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種及び主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設等施設管理に必要な全ての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は、設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等は全て実際に使用したもので表すものとする。
- 4 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元を取りまとめた施設管理台帳及び工事目的物の品質記録を取りまとめた品質記録台帳をいう。

第123条 工事完成検査

- 1 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成届（様式第32－1号）を監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、完成届を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - （1）**設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - （2）契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - （3）**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - （4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 4 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）工事の出来形については、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - （2）工事管理状況については、書類、記録及び写真等
 - （3）週休二日制の履行状況
- 5 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができる。
- 6 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完了の**確認**の日までの期間は、契約約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
- 7 受注者は、当該工事**完成検査**については、第120条第3項の規定を準用する。

第124条 既済部分検査等（出来形検査・指定部分完成検査）

- 1 受注者は、契約約款第37条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または契約約款第38条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
 - (3) 週休二日制の履行状況
- 4 受注者は、検査職員の**指示**による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、当該**既済部分検査等**については、第120条第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、**既済部分検査等**に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 7 受注者は、契約約款第34条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

第125条 中間検査

- 1 受注者は、検査要領に基づく**中間検査**を受けなければならない。
- 2 **中間検査**は、検査要領第4条第3号において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
- 3 **中間検査**は、検査要領第4条第3号において定められた段階において行うものとする。
- 4 **中間検査**の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して**中間検査**を実施する旨及び検査日を、監督職員を通じて事前に**通知**するものとする。
- 5 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
- 6 受注者は、当該**中間検査**については、第120条第3項の規定を準用する。

第126条 部分使用

- 1 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
- 2 受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、**中間検査**または監督職員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

第127条 施工管理

- 1 受注者は、工事の施工に当たっては、**施工計画書**に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- 2 監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を

変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人が見やすい場所に、工事標識（様式第11号）により、当該工事の標示板を設置し、工事完成後はすみやかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができる。

なお、工事内容等の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利第38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

図1-2 標示板の例

- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**連絡**し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、

労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

- 7 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ**連絡**し、その対応について**指示**を受けるものとする。
- 8 受注者は、建設工事の施工管理及び規格値を定めた建設工事施工管理基準（岐阜県 出来形管理基準及び品質管理基準）に準拠し施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は、**提示**しなければならない。なお、建設工事施工管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。
- 9 **設計図書**に（ ）書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。
- 10 数量総括表の（ ）書数量は、数量算出要領に基づき算出されたもので参考数値とする。
- 11 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたって、工事情報共有システム（ASP）を活用する場合は、「岐阜県情報共有システム運用要領」に基づくこととする。
- 12 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第128条 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書（様式第16号）を作成し監督職員に**提出**しなければならない。

第129条 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督職員は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、週休二日は、対象期間において、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技術労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

第130条 工事中の安全確保

- 1 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通知、平成29年11月10日）、土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通達、平成22年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止要綱（国土交通省告示496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 4 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 5 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。受注者は、風に対しても注意を払わなければならない。
- 6 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の人の立ち入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 7 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、**工事区域**及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

受注者は安全巡視者を定め次にあげる任務を遂行しなければならない。

安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
- 8 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、受注者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。なお、**設計図書**において、現場環境改善対象工事と明示された場合は、県仕様書第1編1-1-30 工事中の安全確保の第7項の規定に準拠して実施しなければならない。
- 9 (1) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画（工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。

(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。

 - 1) 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目

- 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
- 4) KY 及び新規入場者教育の方法
- 5) 場内整理整頓の実施
- 6) その他安全に関する取組み

(3) 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

さらに、工事内容や現場状況に応じて、過去の事故事例より、工事現場で予想される事故防止対策を必ず実施すること。

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 当該工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 当該工事における災害対策訓練
- 5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

(4) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

- 10 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な**連絡**をとり、工事中の安全を確保しなければならない。
- 11 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 12 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 13 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 14 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報するとともに監督職員に**連絡**しなければならない。
- 15 受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあつては、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から出された場合には、工事現場の安全を確保し、気象庁や岐阜県災害警戒会議等から発表される情報の収集に努めなければならない。場合によっては、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。また、南海トラフ地震防災対策推進地域以外における工事にあつても、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければなら

ない。

(1) 上記保全処置については、第105条第1項第5号の緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。

(2) 工事現場内の安全を確保するための保全処置は、第152条の規定によるものとする。

(3) 受注者は、上記の南海トラフ地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に**報告**するものとする。

16 受注者は、足場を設置する場合、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）によるものとし、安全ネット・手すりについて、**工事写真**により実施状況を記録し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、速やかに**提示**するものとする。

17 受注者は、工事施工中における作業員または一般通行者等の転落・落石の防止のため、防護設備及び昇降用はしご等の安全施設を設けなければならない。

(1) 原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合は、作業する高さに関わらず安全帯を使用しなければならない。

(2) 安全帯は一連の作業において親綱の架け替え等が生じる場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。

18 受注者は、建設工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者はより条件に合った機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

19 受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を発注者とともに作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事の説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容、事業目的及び効果を周知するものとする。

20 地下埋設物の近接作業における事故防止については、地下埋設物の事故防止マニュアル（令和2年10月中部地方整備局）によるものとする。

(1) 地下埋設物の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。

(2) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に**連絡**し、その処置については占有者全体の現地**確認**を求め、管理者を明確にしなければならない。

21 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ**報告**しなければならない。なお、架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止マニュアル

- (案)」(令和2年10月、中部地方整備局)により、公衆災害の事故防止対策を実施するものとする。
- 22 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報および監督職員に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

第131条 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、火薬類を使用する場合には、以下の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等関係法令を遵守しなければならない。
 - (2) 受注者は、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。また、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督職員に**提示**しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 2 受注者は、火気を使用する場合には、以下の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、火気を使用する場合には、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所、日時及び消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

第132条 後片付け

- 1 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分並びに工事に付随して影響のあった隣接部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。
- 2 受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原型同等以上に復旧しなければならない。

第133条 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、監督職員が**指示**する期日までに事故発生報告書(様式第7号)を**提出**しなければならない。

第134条 環境対策

- 1 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに**仕様書**の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**連絡**しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり表1－5に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1－6に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明

事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができ、これにより難しい場合※は、監督職員と**協議**するものとする。

※「これにより難しい場合」とは、以下のように供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械等及び排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

- ① 岐阜県県土整備部岐阜土木事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス対策型建設機械等の在庫がない。
- ② 中部４県内のメーカー販売店から排出ガス対策型建設機械等を調達するのに大幅な時間がかかる。
- ③ 岐阜県県土整備部岐阜土木事務所管内の市町村にあるリース業者に排出ガス浄化装置を装着した建設機械の在庫がない。
- ④ 中部４県内のメーカー販売店から排出ガス浄化装置を調達するのに大幅な時間がかかる。
この場合、受注者が①、②、③、④の全てを証明する書類を添付し、監督職員と**協議**を行う。

表１－５ 排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタシャベル ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入、引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表１－６ トンネル工事用排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタシャベル ・大型ブレーカー ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

- 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、

当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負人等に関係法令等を遵守させるものとする。

- 7 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）（以下「新基準」と呼ぶ。）に基づき、指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期、現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

受注者は、**協議**を行う場合に事前に次の①及び②について**確認**するものとする。

- ① 調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設機械のメーカーに**確認**するものとする。
- ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ**確認**するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、バイブロハンマーについての**協議**は省略できるものとする。

- 8 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

（1）グリーン購入法第6条に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に**提出**するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

（2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

- 9 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント系固化材の攪拌混合を行う場合は、以下によるものとする。

- （1）「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案）」（平成12年3月24日付け建設省技調発第49号、建設省営建発第10号、最終改正平成13年4月20日付け国官技第16号、国営建第1号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。
- （2）配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超える場合は基準内に収まるよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

- 10 **設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

- （1）受注者は、**設計図書**に示された家屋等を用地調査等業務共通仕様書（岐阜県）第14章地盤変動影響調査等に準拠し、調査を実施しなければならない。また得られた調査結果については、速やかに監督職員に**提出**するものとする。
- （2）受注者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と

協議しなければならない。

- 11 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。事前調査の対象となる建築物・工作物等については、「石綿障害予防規則の解説」を参照すること。
- 12 受注者は、橋梁等建築物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害な物質の有無について監督職員に**確認**するものとする。また、監督職員より、有害な物質の有無の調査を**指示**された場合は、調査を実施し、結果を監督職員に**報告**するものとする。監督職員への**確認**または調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が**確認**された場合は、鉛中毒傷害予防規則（昭和47年労働省令第37号）等関係法令に基づき実施しなければならない。なお、費用、**工期**等については監督職員と**協議**するものとする。

第135条 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。
- 2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第136条 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第28条の規定により処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**施工計画書**に記載しなければならない。
- 4 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を**施工計画書**に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識（規制標識等）の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- 5 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年 総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日、国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日、国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準(案)（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。ただし、これらの標示施設及び看板等の設置に当たっては、交通安全に配慮するとともに、利用者に対して適切に情報提供がなされるよう、監督職員と**協議**の上、行うものとする。
- 6 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 7 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 8 受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 9 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 10 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、「水門」または「水路に関するその他の構造物」と読み替え、「車両」は「船舶」と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。
- 11 受注者は、工事の施工に当たって、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
- 12 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合には、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報するとともに監督職員へ**連絡**しなければならない。
- 13 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年 政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能の回答を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年 政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表 1－7 一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5 m
長さ		12.0 m
高さ		3.8 m (ただし、指定道路については4.1m)
重量	総重量	20.0 t 〔 高速自動車国道・指定道路については、車両の長さ及び軸距 に応じて最大25.0 t 〕
	軸重	10.0 t
	隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18 t 〔 隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り 合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t 1.8 m 以上の場合は20 t 〕
	輪荷重	5.0 t
最小回転半径		12.0 m

※ここでのいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

道路法47 条の2 に基づく通行許可の確認において、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

車両制限令第3 条における一般的制限値を越える車両について

- ① **施工計画書**に一般制限値を超える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。
- ③ 通行許可証の写し
- ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10 年3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

14 受注者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に対応した施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

（1）交通規制及び標識

- ① 受注者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置しなければならない。
- ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1 カ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。なお、実施に当たっては規制の計画を**施工計画書**に記載するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
- ④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努

めなければならない。標識車等の仕様については表 1－8 を標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と**協議**するものとする。

表 1－8 標識車等の仕様

項 目	数量・規格	配 置 等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5 m 程度に設置
標 識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑪に準じる(標準のベース車両に搭載) ただし、施工場所が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2 t トラック	
体 感 マ ッ ト	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と**協議**するものとする。

(2) 交通誘導警備員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を**施工計画書**に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を現道上に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、法律または公安委員会指定路線及び、関係機関から指示された場合は 1 規制につき、交通誘導警備員のうち 1 人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる 1 級または 2 級検定合格者）としなければならない。
- ④ 受注者は、有資格者の配置に当たっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に**提出**するものとする。
- ⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通誘導に関し専門的な知識および技能を有する警備員等（表 1－9 を参照）とすることができる。その場合は警備員名簿および教育実施状況等に関する資料等を保管し、監督職員から請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。ただし、道路交通法第80条に基づく協議により配置する場合及び所轄警察署長からの要請により配置する場合を除く。また、有資格者の配置が義務付けられた路線（警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表六項上欄の規定により岐阜県公安委員会が認める交通誘導業務）は除く。

表 1－9 交通誘導警備員の資格

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	・交通誘導警備に関して、公安委員会が学科および技能試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識および技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を修了した者 ・警備業法における基本教育および業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

- 15 受注者は、道路工事保安施設設置基準(案)により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式又は蓄電池式保安灯を併用しなければならない。
- 16 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
- 17 受注者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工に当たっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討の上、監督職員と**協議**するものとする。
- 18 通行許可
- (1) 受注者は、建設機械、資材の運搬に当たり、道路法第47条第1項又は車両制限令第3条に規定する一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限の確認方法等及び確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、運搬計画通り運行していることを**確認**しなければならない。
- また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員又は検査職員の要求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。
- 19 受注者は、次の各号により、ダンプトラック等による過積載の防止に努めなければならない。
- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着または物品積載装置を不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 前各号のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第137条 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施設管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できる。なお、当該**協議**事項は契約約款第9条の規定に基づき処理させるものとする。

第138条 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 会計法（昭和22年法律第35号）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- (7) じん肺法（昭和35年法律第30号）
- (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- (14) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (16) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (17) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (18) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (19) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (20) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (21) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (22) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (23) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (24) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- (25) 軌道法（大正10年法律第76号）
- (26) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (27) 環境基本法（平成5年法律第91号）

- (28) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- (29) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (30) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (31) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (32) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- (33) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (35) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (36) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- (37) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (38) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (39) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (40) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (41) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (43) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (44) 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- (45) 船員法（昭和22年法律第100号）
- (46) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- (47) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- (48) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (49) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- (51) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (52) 河川法施行法（昭和39年法律第168号）
- (53) 技術士法（昭和58年法律第25号）
- (54) 漁業法（昭和24年法律第267号）
- (55) 計量法（平成4年法律第51号）
- (56) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (57) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (58) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (59) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (60) 所得税法（昭和40年法律第33号）
- (61) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- (62) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (63) 著作権法（昭和45年法律第48号）

- (64) 電波法（昭和25年法律第131号）
 - (65) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）
 - (66) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
 - (67) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - (68) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
 - (69) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）
 - (70) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
 - (71) 警備業法（昭和47年法律第117号）
 - (72) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - (73) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）
 - (74) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
 - (75) 農地法（昭和27年法律第229号）
 - (76) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
 - (77) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）
 - (78) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - (79) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成18年岐阜県条例第47号）
 - (80) 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成18年岐阜県条例第14号）
 - (81) 岐阜市公契約条例（令和2年条例第27号）
- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、**契約図面**、**仕様書**及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であることまたは矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と**協議**しなければならない。

第139条 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を監督職員に**提示**しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員と**協議**しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をも

ってその解決に当たらなければならない。

- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、鉄道と近接して工事を行う場合の交渉、**協議**及び他機関との**立会**等の必要がある場合には、監督職員に**報告**し、これに当たらなければならない。
- 9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

第140条 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。
- 2 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に**連絡**しなければならない。ただし、現道上の工事については休日・夜間作業届（様式第8号）を監督職員に**提出**しなければならない。なお、現道上の工事についても**施工計画書**に予め示している場合や週間工程打合せなど、発注者、受注者双方が**書面**により事前に作業日や理由を把握している場合は、**提出**は不要とする。

第141条 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに**提出**し、**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の**指示**を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、測量結果が**設計図書**と一致している場合は、監督職員への**提出**は不要とする。
- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変形や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**連絡**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点を復元しなければならない。
- 3 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 4 受注者は、測量標（仮BM）の標高をその設置箇所付近に表示し、その状況と測量結果等について監督職員の確認を受けなければならない。なお、標高の表示は、工事関係者が容易に確認可能で、工事や一般交通等の支障とならないように、適切に行わなければならない。受注者は、用地巾杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者と

の間に紛争等が生じないようにしなければならない。

- 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 6 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準点あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

第142条 提出書類

- 1 受注者は、契約書に定めるもののほか、以下の書類を監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらなければならない。
 - (1) **施工計画書**
 - (2) 使用材料調書（様式第13号）
 - (3) 指示・承諾・協議・提出・報告書（様式第12－2号）
 - (4) 工事履行報告書（様式第16号）
 - (5) 休日・夜間作業届（様式第8号）
 - (6) 建設工事施工管理基準で定められた各種管理資料
 - (7) 施工体制台帳及び施工体系図
 - (8) 工事写真
 - (9) 各種台帳
 - (10) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書（「建設副産物情報交換システム」により作成された調査票）
 - (11) その他当該工事において必要となった書類あるいは監督職員が必要と認めた書類
- 2 契約約款第9条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。
- 3 受注者は、自ら立案実施した創意工夫として特に評価できる項目について、実施内容を具体的に**施工計画書**に記述するとともに、創意工夫・社会性等は工事完成時までに実施状況を所定の様式に記載し**報告**することができる。
- 4 受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するに当たり情報セキュリティの対策をとらなければならない。なお、対策については、個人情報の保護に関する法律、情報セキュリティ関連法令に準拠しなければならない。

第143条 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに監督職員を通じて発注者に**通知**しなければならない。
- 2 契約約款第29条第1項に規定する「天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- ④ その他**設計図書**で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合

(3) 地震・津波・豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) 河川沿いの施設の場合

河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

- 3 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第130条及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第144条 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う間に、監督職員と**協議**しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第145条 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に**提出**しなければならない。また、受注者は、工事完成後、速やかに掛金充

当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

- 4 受注者は、第3項に該当する場合、工事現場又は事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
- 5 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第146条 現場技術員

受注者は、**設計図書**で(公財)岐阜県建設研究センター等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、**立会**等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、**図面**等)の**提出**に関し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。
- (2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する**指示**または**通知**等は現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う**報告**または**通知**は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。
- (3) 受注者は、配置された現場技術員を管理する管理技術者、及び当該業務の業務従事者が現場を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第147条 現場代理人、主任技術者及び監理技術者等

- 1 受注者は、契約約款第10条に規定する現場代理人を定める場合は、直接的な雇用関係がある社員または常勤の役員のうち、営業所の専任技術者でない者を選任するものとし、経歴書(様式第20号)を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、経營業務の管理責任者を選任する場合は、本来の業務に支障がないことを証明する資料を添付しなければならない。
- 2 受注者は、契約約款第10条に規定する主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を定める場合で、当該工事で一般土木工事である場合には、本項(1)(2)(3)の資格を有する主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を選任するものとする。選任時には、経歴書(様式第20号)に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを現場代理人・技術者届(様式第27号)に添付して監督職員に**提出**しなければならない。

また、特定専門工事の主任技術者が下請の主任技術者が行うべき職務も兼務する場合は、経歴書に当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関する1年以上の指導監督的な実務経験の記載を必須とする。

(1) 監理技術者

次の①②または③に掲げる者

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者。

② 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

③ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。

（2）主任技術者

次の①②③または④に掲げる者

① 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

② 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

③ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。

④ 上記①②または③の他、下記の基準を満足する者。（建設業法による要件）

学歴	実務経験
高等学校（旧中学校令による実業学校も含む）	5年以上
大学・高等専門学校	3年以上
その他	10年以上

（3）監理技術者補佐

次の①または②に掲げる者

① 主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）。

② 監理技術者の資格を有する者。

3 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐（以下「技術者等」という。）を途中交代できるものとする。ただし、交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。なお、途中交代については、下記のいずれかを満足することを条件とする。

（1）死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合。

（2）受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合。

（3）工場から現地へ工事の現場が移行する場合。

（4）「メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」に参加する場合。

（5）メンテナンスエキスパート（ME）の認定を受けた者が、別途、県が発注する道路施設の点検・

修繕業務委託工事において、ME 認定者として点検・診断・工法提案を行う場合。

(6) 工事工程上技術者等の交代が合理的な場合。

4 前項の(1)～(6)において途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。

(1) 交代後の技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

(2) 技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者等を一定期間の間、重複配置し、適切な引継を確保するものとする。

5 受注者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**しなければならない。

6 受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時及び現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を**施工計画書**に記載しなければならない。

7 受注者は、現場代理人・技術者届（様式第27号）を工事請負契約締結日から7日以内に**提出**しなければならない。

8 受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者、監理技術者、または監理技術者補佐を配置するものとする。

第148条 電子納品

電子納品については、「岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン」に準拠する。

第149条 河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件

1 受注者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。

2 受注者は、工事の施工により道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。

3 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占用者の**立会**を得て管理者を明確にした上で処置しなければならない。

4 受注者は、**工事区域**内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

第150条 踏荒し

1 受注者は、用地付近または官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手し

なければならない。

- 2 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒しまたは民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

第151条 契約不適合責任

契約不適合責任の履行の追完又は損害賠償の請求期間は、契約約款第56条第1項または第2項に示すほか、次のとおりとする。

- (1) 植栽等 1年以内

植栽等とは、樹木・地被類とする。ただし、移植及び根回し工事は適用除外とする。

第152条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のための必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に**通知**しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが出来る。

第2章 材 料

第1節 適 用

第201条 適 用

- 1 本章は、上下水道工事に使用する材料に適用するものとする。
- 2 工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。
- 3 本章に特に定めのない事項については、県仕様書第2編 材料編の規定によるものとする。

第2節 工事材料の品質及び検査

第202条 工事材料の品質

- 1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合には、速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で品質規格証明書等の**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、J I S規格品のうちJ I Sマーク表示が認証されJ I Sマーク表示されている材料・製品等（以下「J I Sマーク表示品」という。）については、J I Sマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができるものとする。
- 2 契約約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは**設計図書**で定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。なお、J I Sマーク表示品については試験を省略できるものとする。
- 4 受注者は、**設計図書**において試験又は監督職員の**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。
なお、J I Sマーク表示品についてはJ I Sマーク表示状態の**確認**とし、見本または品質を証明する資料の**提出**を省略できるものとする。
- 5 受注者は、工事材料を使用するまでにその材料に変質が生じないように、これを保管しなければならない。
なお、材質の変質により工事材料の使用が不相当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については再度**確認**を受けなければならない。
- 6 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海

外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、表１－１に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表１－１「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区 分 / 細 別		品 名	対応JIS規格(参考)
Ⅰ セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート用鋼材	P C 鋼線及びP C 鋼より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H形鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
Ⅱ 鋼材	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ 割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006
		道路用碎石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

- 7 受注者は、重要構造物（構造用鋼材、P Cプレテン桁等）に使用する材料のうち、監督職員から事前に工場で照合し、検査（**確認**を含む）をする必要があると**指示**された材料については、工場検査（**確認**を含む）を受けなければならない。

8 受注者は、ポストテンションの、P C 鋼線・P C 鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々 1 回（1 片）行わなければならない。

なお、J I S マーク表示品については、試験を省略できるものとする。

9 設計図書で P C 鋼材の機械試験を行うこととされた場合、試験は J I S Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を、監督職員の請求があった場合には速やかに**提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。

10 受注者は、表 1－2 の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。

表 1－2 指定材料の品質確認一覧

区 分	確 認 材 料	適 用
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用 （ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び 混和材	セメント	
	混和材料	
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	
	コンクリート杭、コンクリート矢板	
塗 装	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	
	アスファルト混合物	
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

11 工事毎に提出しなければならない使用材料の品質を証する資料のうち、下記に示す材料については資料の提出を省略することができる。

- ① 高頻度材料として、資料提出済みの材料
- ② 建設工事用積ブロック指定工場一覧表に記載されている製品
- ③ コンクリート二次製品合格品目一覧表に記載されている製品
- ④ 上記①から③以外の JIS 指定商品（JIS 指定商品は品質に係る資料等の提出を省略）
- ⑤ アスファルト事前審査制度の認定混合物

第3節 水道用材料

第203条 水道用材料

水道材料は、下記の規格に適合したものとする。下記の規格に定めがない場合は、日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、日本水道鋼管協会規格（WSP）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（PTC）に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

水道用関連規格表

分類	名 称	規 格
ダクタイル鉄管	ダクタイル鉄管	JIS G 5526
	水道用ダクタイル鉄管	JWWA G 113
	水道用G X形ダクタイル鉄管	JWWA G 120
	ダクタイル鉄管異形管	JIS G 5527
	水道用ダクタイル鉄管異形管	JWWA G 114
	水道用G X形ダクタイル鉄管異形管	JWWA G 121
	推進工法用ダクタイル鉄管	JDPA G 1029
鋼 管	水輸送用塗覆装鋼管 - 第1部：直管	JIS G 3443-1
	水輸送用塗覆装鋼管 - 第2部：異形管	JIS G 3443-2
	水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：外面プラスチック被服	JIS G 3443-3
	水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部：内面エポキシ樹脂塗装	JIS G 3443-4
	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	JIS B 2301
	ねじ込み式鋼管製管継手	JIS B 2302
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116
	水道用推進鋼管	WSP 018
	水道用亜鉛めっき鋼管	JIS G 3442
硬質塩化ビニル管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743
	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP, VP）	JWWA K 129
	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手（HIVP, VP）	JWWA K 130
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鉄管異形管	JWWA K 131
ステンレス鋼管	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115
	水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116
ポリエチレン管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762
	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144
	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145
	水道配水用ポリエチレン管金属継手	PTC B 21
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30
	水道配水用ポリエチレン管不断水分岐割T字管	PTC G 31
	水道配水用ポリエチレン挿し口付ダクタイル鉄管異形管	PTC G 32

分 類	名 称	規 格
弁 ・ 栓	水道用仕切弁	JIS B 2062
	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120
	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	JWWA B 122
	水道用バタフライ弁	JWWA B 138
	水道用急速空気弁	JWWA B 137
	水道配水用ポリエチレン挿し口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22
	水道用地下式消火栓	JWWA B 103
	水道用補修弁	JWWA B 126
	水道用止水栓	JWWA B 108
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117
蓋 ・ 筐	水道用円形鉄蓋	JWWA B 132
	水道用角形鉄蓋	JWWA B 133
	水道用止水栓筐	JWWA K 147
そ の 他	水道用ゴム	JIS K 6353
	ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	JIS G 5528
	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	JWWA G 112
	水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158
	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料	JWWA K 139
	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101

注) 特に定めがない限り、最新のものを適用すること。

第4節 下水道用材料

第204条 下水道用材料

下水道材料は、下記の表に適合しなければならない。

下水道用関連規格表

分 類	名 称	規 格
鉄筋コンクリート管	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372
	遠心力鉄筋コンクリート用異形管	JIS A 5372準拠
	下水道用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-1
	下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2
	下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-6
	下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管	JSWAS A-8

分 類	名 称	規 格
硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741
	下水道用硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1
	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	JSWAS K-5
	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	JSWAS K-6
	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	JSWAS K-13
ダクタイル鋳鉄管	下水道用ダクタイル鋳鉄管	JSWAS G-1
	下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管	JSWAS G-2
プラスチック複合管 レジンコンクリート管	下水道用強化プラスチック複合管	JSWAS K-2
	下水道用レジンコンクリート管	JSWAS K-11
	下水道推進工法用レジンコンクリート管	JSWAS K-12
マンホール・ます	下水道用マンホール側塊	JIS A 5372
	組立マンホール	各組立マンホール工業会規格
	下水道用硬質塩化ビニル製ます	JSWAS K-7
	下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール	JSWAS K-9
	下水道用レジンコンクリート製マンホール	JSWAS K-10
	下水道用コンクリート製小型マンホール	JSWAS A-10
マンホールふた	下水道用マンホールふた	JIS A 5506
	下水道用鋳鉄製防護ふた	JSWAS G-3
	下水道用鋳鉄製マンホールふた	JSWAS G-4

注1 JIS : 日本産業規格 JSWAS : 日本下水道協会規格

注2 組立マンホール部材の規格は、日本下水道協会下水道用資器材製造認定工場の製品で各組立マンホール工業会規格に適合するものとする。

第5節 土

第205条 土

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第1節 土の規定によらなければならない。

第6節 石

第206条 石

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第2節 石の規定によらなければならない。

第7節 骨 材

第207条 骨 材

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材の規定によらなければならない。

第8節 木 材

第208条 木 材

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第4節 木材の規定によらなければならない。

第9節 鋼 材

第209条 鋼 材

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第5節 鋼材の規定によらなければならない。

第10節 セメント及び混和材料

第210条 セメント及び混和材料

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第6節 セメント及び混和材料の規定によらなければならない。

第11節 セメントコンクリート製品

第211条 セメントコンクリート製品

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第7節 セメントコンクリート製品の規定によらなければならない。

第12節 瀝青材料

第212条 瀝青材料

受注者は、県仕様書第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第8節 瀝青材料の規定によらなければならない。

第 1 3 節 芝及びそだ

第 2 1 3 条 芝及びそだ

受注者は、県仕様書第 2 編 材料編 第 2 章 土木工事材料 第 9 節 芝及びそだの規定によらなければならない。

第 1 4 節 目地材料

第 2 1 4 条 目地材料

受注者は、県仕様書第 2 編 材料編 第 2 章 土木工事材料 第 1 0 節 目地材料の規定によらなければならない。

第 1 5 節 塗 料

第 2 1 5 条 塗 料

受注者は、県仕様書第 2 編 材料編 第 2 章 土木工事材料 第 1 1 節 塗料の規定によらなければならない。

第 1 6 節 道路標識及び区画線

第 2 1 6 条 道路標識及び区画線

受注者は、県仕様書第 2 編 材料編 第 2 章 土木工事材料 第 1 2 節 道路標識及び区画線の規定によらなければならない。

第 1 7 節 その他

第 2 1 7 条 その他

受注者は、県仕様書第 2 編 材料編 第 2 章 土木工事材料 第 1 3 節 その他の規定によらなければならない。

第3章 一般施工

第1節 適用

第301条 適用

- 1 本章は、上下水道工事において共通的に使用する工種、土工、開削工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、県仕様書第3編 土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 土工

第302条 一般事項

受注者は、県仕様書第1編 共通編 第2章 土工の規定によらなければならない。

第3節 管路土工

第303条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-2 管路土工の規定によらなければならない。

第4節 管基礎工

第304条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-4 管基礎工の規定によらなければならない。

第5節 管路土留工

第305条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-6 管路土留工の規定によらなければならない。

第6節 埋設物防護工

第306条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-7 埋設物防護工の規定によらなければならない。

第7節 管路路面覆工

第307条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-8 管路路面覆工の規定によらなければならない。

第8節 補助地盤改良工

第308条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-11 補助地盤改良工の規定によらなければならない。

第9節 開削水替工

第309条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-9 開削水替工の規定によらなければならない。

第10節 地下水位低下工

第310条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工 第3節 一般事項 1-3-10 地下水位低下工の規定によらなければならない。

第11節 その他共通的に使用する工種等

第311条 適用

本節は、上下水道工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工、浚

滞工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 3 1 2 条 一般事項

受注者は、県仕様書第 3 編 土木工事共通編 第 1 章 一般施工の規定によらなければならない。

第4章 上水道

第1節 適用

第401条 適用

- 1 本章は、水道開削工事における配水管の布設工事及び既設管内配管工事に適用するものとする。なお、推進工事は、第5章 下水道 第5節 管推進工に準拠し、配水管ライニング工事は、別に定める**特記仕様書**によるものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第3章 一般施工の規定によるもののほか、水道工事標準仕様書（(公社)日本水道協会）によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

第402条 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準等によらなければならない。

水道工事標準仕様書（【土木工事編】2010、【設備工事編】2010）（公社）日本水道協会

水道施設設計指針（2012年版）（公社）日本水道協会

水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）（公社）日本水道協会

日本水道協会規格（JWWA）（公社）日本水道協会

日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）（一社）日本ダクタイル鉄管協会

日本水道鋼管協会規格（WSP）日本水道鋼管協会

配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）配水用ポリエチレンパイプシステム協会

第3節 管布設工

第403条 一般事項

- 1 受注者は、管布設に際して、あらかじめ**設計図書**又は標準掘削断面図（付図1）に基づいて平面位置、土被り、構造物等を、正確に把握しておかなければならない。また、施工順序、施工方法、使用機器等について記載した**施工計画書**を提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員と打合せを行い、工事区域内の住民に対し、断水、赤水及び騒音等に係る周知を十分行い、理解を求め、事故苦情のないように努めなければならない。
- 3 受注者は、工事に関し、**設計図書**又は標準掘削断面図（付図1）により難い場合、監督職員と**協議**しなければならない。
- 4 受注者は、新設管と既設埋設物との離隔を30cm以上としなければならない。ただし、30cm以上の離

隔がとれないときは、サンドエロージョン対策について監督職員と協議しなければならない。

第404条 管弁類の取扱い及び運搬

- 1 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の取扱いについて、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 管を積み下ろしする場合は、台棒等を使用し、滑り下ろすか、巻き下ろすか又はクレーン等で2点吊りによって行わなければならない。また、管を運搬又は巻き下ろす場合、クッション材等を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意しなければならない。
 - (2) 保管に当たっては、歯止めを行うなど、保安に十分注意しなければならない。
 - (3) ゴム輪は、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい）に保管しなければならない。
- 2 受注者は、水道用硬質塩化ビニル管の取扱いについて、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 管を横積みで保管する場合は、平地に積み上げ、高さを1.5m以下とし、崩れないように注意しなければならない。
 - (2) 保管場所は、なるべく風通しの良い直射日光の当たらない場所を選ばなければならない。また、高熱により変形するおそれがあるので、火気等に注意し、温度変化の少ない場所に保管しなければならない。
- 3 受注者は、水道配水用ポリエチレン管の取扱いについて、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 管の取扱いは、傷がつかないように注意しなければならない。また、管の内外面の状況を点検し、傷や劣化がみられる場合には、その部分を切断除去して使用しなければならない。
 - (2) 管の保管は、屋内保管を原則とするが、工事現場等で屋外保管する場合は直射日光を避けるためシート等をかけるなどの措置をとらなければならない。また、材料置場は、平坦な場所を選び、まくら木を1m間隔で敷き、不陸が生じないよう横積みをし、井桁積みをしてはならない。
 - (3) 管、継手ともに、土砂、洗剤、溶剤、油等が付着するおそれのある場所及び火気の側には置いてはならない。
- 4 受注者は、弁類の取扱い時は、台棒、角材等の上に水平に置き、直接地面に接しないようにしなければならない。また、吊り上げの場合は、弁類に損傷を与えない位置に、台付けを確実にしなければならない。
- 5 受注者は、弁類と継手類を、直射日光やほこり等をさけるため、屋内に保管しなければならない。やむを得ず屋外に保管する場合は、必ずシート類で覆い、保護しなければならない。

第405条 配管技能者

配管作業に従事する配管技能者の選任については、給水工事技術振興財団の給水装置工事主任技術者、日本水道協会の配水管技能者（一般登録・耐震登録・大口径）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者のうち、受注工事に必要な資格を有する者で、実務経験と知識があるものでなければならない。ただし、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐は、配管技能者を兼ねることはできない。また、受注者は、施工に当たって配

管技能者届（様式第21号）、資格証の写し及び経歴書を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

第406条 管布設工

- 1 受注者は、管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを**確認**しなければならない。
- 2 受注者は、管を掘削溝内に吊り下ろす場合、溝内の吊り下ろし場所に作業員を立ち入らせてはならない。
- 3 管の布設は、原則として低所から高所に向けて配管しなければならない。
- 4 受注者は、管の据付けに当たり、管内部を十分清掃し、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して、正確に据付けなければならない。また、管体の表示記号を**確認**するとともに、ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分に鋳出してある表示記号のうち、管径及び年号の記号を上に向けて据付けなければならない。
- 5 受注者は、直管の継手箇所、角度をとる曲げ配管は行ってはならない。また、工事現場の状況により施工上必要がある場合、監督職員の**承諾**を得てから、継手の持つ許容曲げ角度で行う。
- 6 受注者は、一日の布設作業完了後、管内に土砂及び汚水等が流入しないよう栓等で管端部をふさがなければならない。また、管内に綿布、工具類等を置き忘れないように注意しなければならない。
- 7 受注者は、管の据付けにおいて、管体保護のため砂を敷均さなければならない。

第407条 管切断工

- 1 受注者は、管の切断に当たり、所要の切管長さ及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周に入れなければならない。
- 2 受注者は、管を切断する時は、管軸に対して直角に行わなければならない。
- 3 受注者は、切管が必要な場合、残材を照合調査し極力残材を使用しなければならない。
- 4 受注者は、鋳鉄管を切断する時は、切断機で行い管内清掃を行わなければならない。また、異形管は切断してはならない。
- 5 受注者は、鋳鉄管の切断面に衛生上無害な防食塗装を行わなければならない。
- 6 受注者は、水道用硬質塩化ビニル管を切断する場合、次の要領で行わなければならない。
 - (1) 管を切断する場合は、切断箇所が管軸に直角になるように、油性ペン等で全周にわたって標線を入れなければならない。
 - (2) 切断面は、ヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周面を糸面取りしなければならない。
- 7 受注者は、ポリエチレン管を切断する場合、次の要領で行わなければならない。
 - (1) 水道配水用ポリエチレン管の切断は、ポリエチレン管用のパイプカッタを用いて、管軸に対して管端が直角になるように切断しなければならない。
 - (2) 水道用ポリエチレン二層管の切断は、白色油性ペン等で全周にわたって標線を入れ、ポリエチレン管用のパイプカッタを用いて、管軸に対して管端が直角になるように切断しなければならない。

- 8 受注者は、石綿セメント管を切断する場合、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月厚生労働省健康局水道課。以下「石綿対策の手引き」という。）を活用し、関係法令を遵守して適切に実施しなければならない。

第408条 既設管連絡工

- 1 受注者は、連絡工事について、断水時間に制約されるため、事前調査等十分な準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者及び作業者を配置し、監督職員と十分な打合せを行い、迅速、確実な施工に当たらなければならない。
- 2 受注者は、連絡工事施工箇所について、できる限り早い時期に監督職員の**立会**により試掘調査を行い、連絡する既設管（埋設位置、管種、管径等）及び他の埋設物の**確認**を行わなければならない。
- 3 受注者は、連絡工事について、事前に施工日、施工時間及び工事工程について、監督職員と打合せしなければならない。
- 4 受注者は、連絡工事に際して工事施工箇所周辺の調査を行い、資材の配置、交通対策、管内水の排水先等を**確認**し、必要な処置を講じなければならない。
- 5 受注者は、連絡工事に必要な資機材について、現場状況に適したものを準備しておかなければならない。なお、排水ポンプ、切断機等について、あらかじめ試運転を行っておかなければならない。
- 6 受注者は、既設管の切断箇所及び切断開始時について、監督職員と打合せを行わなければならない。
- 7 受注者は、防護コンクリートの打設に当たって、仮防護等を緩めないように十分留意して施工しなければならない。なお、異形管防護工の施工については、第412条の規定によらなければならない。
- 8 受注者は、栓止めとなっている管について、既設管の水の有無にかかわらず内圧がかかっている場合があるので、栓の取外し及び防護の取壊しには、空気及び水を抜き、内圧がないことを確認した後、注意して行わなければならない。
- 9 受注者は、工事のため迷惑を及ぼすおそれのある付近住民等に、施工に先立ち、監督職員と打合せを行い断水、赤水等についての周知を十分に行い、事故・苦情等のないようにしなければならない。

第409条 既設管撤去工

- 1 受注者は、既設管の撤去に当たって、埋設位置、管種及び管径等を**確認**しなければならない。また、管を撤去し再使用する場合は、継手の取外しを慎重に行い、管に損傷を与えないよう撤去しなければならない。
- 2 受注者は、石綿セメント管の撤去に当たり、石綿障害予防規則及び廃棄物処理等関係法令を遵守するとともに、石綿対策の手引きを活用し、適切に施工しなければならない。

第410条 不断水連絡工

- 1 受注者は、工事に先立ち、穿孔工事の実施時期について、監督職員と十分な打合せを行い、工事に支障のないように留意しなければならない。

- 2 受注者は、使用する穿孔機について、機種、性能をあらかじめ監督職員に**報告**し、**確認**を受けるとともに、使用前に点検整備を行わなければならない。
- 3 割T字管は、設計図書に定める場合を除き、原則として水平に取付けなければならない。
- 4 受注者は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設置し、所定の水圧試験（水圧1Mpa（水道配水用ポリエチレン管は0.75MPa）を5分間保持）を行い、漏水のないことを**確認**してから穿孔しなければならない。
- 5 受注者は、穿孔後、切りくず及び切断片等を管外に排出したうえで、管を接続しなければならない。
- 6 受注者は、穿孔機の取り付けに当たっては、支持台を適切に配置し、割T字管に余分な応力を与えないようしなければならない。

第411条 離脱防止金具取付工

受注者は、離脱防止金具を使用する場合は、K形及びA形ダクトイル鋳鉄管の接合に準じて行い、押ボルトの締付けトルクは、1種管及び2種管の場合は、 $100\sim 150\text{N}\cdot\text{m}$ （ $1,000\sim 1,500\text{kgf/cm}$ ）、3種管の場合は $80\sim 100\text{N}\cdot\text{m}$ （ $800\sim 1,000\text{kgf/cm}$ ）を標準とする。なお、受注者は、締付け完了後、トルクレンチを使用し、締付けトルクを**確認**するとともに、メカニカル継手のT頭ボルトの締付け状況を点検しなければならない。

第412条 異形管防護工

- 1 受注者は、異形管防護工の施工箇所、形状寸法及び使用材料等について、**設計図書**に基づいて行わなければならない。
- 2 受注者は、前項以外の箇所で、監督職員が必要と認めた場合、その**指示**により適切な防護を行わなければならない。
- 3 受注者は、異形管防護コンクリートの施工に当たっては、第7章 無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。

第413条 水圧試験

- 1 受注者は、配管終了後、鋼管溶接部を除く継手の水密性を**確認**するため、原則として管内に充水して管路の水圧試験を行わなければならない。なお、水圧試験の方法は、次によるものとする。
 - （1）水圧試験は、管路の水圧を0.75MPaまで加圧して5分間放置し、その後、水圧を0.75MPaに再加圧した状態で24時間の水圧自記録計（チャート方式）で測定するものとする。この場合において、24時間後の水圧が初期水圧の80%以下になった場合は、監督職員の**指示**により、適切な処置を講じた後、再び水圧試験を行わなければならない。
 - （2）設計図書に定めのある場合のほか、上記水圧試験によりがたい場合は、監督職員の**指示**により加圧し、水圧0.75MPaで1時間の水圧計（チャート方式又は監督職員の立会いゲージ目視）で測定することができる。この場合においては、1時間後に水圧低下があってはならない。

- 2 受注者は、設計図書に定めのある場合で、テストバンドを使用して水圧試験を行うときは、水圧 0.5MPaで5分間測定し、0.4MPa以上の水圧を保持しなければならない。

第414条 水管橋架設工

受注者は、水管橋の架設については、別に**特記仕様書**で定める場合を除き、次によらなければならない。

- (1) 受注者は、架設に先立ち、材料を再度点検し、塗装状況、部品及び数量を**確認**し、異常があれば監督職員に**報告し指示**を得なければならない。
- (2) 受注者は、架設に当たって、事前に橋台、橋脚の天端高及び支間を測量し、支承の位置を正確に定め、アンカーボルトを埋め込まなければならない。アンカーボルトは、水管橋の地震時荷重及び風荷重等に十分耐えるよう、堅固に取付けなければならない。
- (3) 受注者は、固定支承及び可動支承部について、**設計図書**に従い、各々の機能を発揮させるよう正確に据付けなければならない。
- (4) 受注者は、伸縮継手について、正確に規定の遊隙をもたせ、摺動形の伸縮継手において、ゴム輪に異物等を挟まないよう入念に取付けなければならない。
- (5) 受注者は、架設足場について、作業及び検査に支障のないよう安全なもので行わなければならない。また、足場の撤去は、監督職員に**確認**したうえで行わなければならない。

第415条 防食用ポリエチレンスリーブ被覆工

- 1 受注者は、スリーブの運搬を行う場合は、折りたたんでダンボール箱等に入れて損傷しないよう注意して行わなければならない。また、スリーブを保管する場合は、直射日光を避けて保管しなければならない。
- 2 受注者は、スリーブの被覆を行う場合は、スリーブを管の外面にきっちりと巻付け、余分なスリーブを折りたたみ、管頂部に重ね部分が来るようにしなければならない。また、管継手の凸凹にスリーブがなじむように、十分なたるみを持たせ、地下水が入らないよう粘着テープあるいは固定用ゴムバンドを用いて固定し、埋戻し時に継手に無理なく密着するよう施工しなければならない。

第416条 管表示工

- 1 受注者は、管に、表示テープ貼付標準図（付図－11）に基づき表示テープを正確に貼付けしなければならない。
- 2 受注者は、管路を埋戻す際に、埋設標識シート設置標準図（付図－1）に基づき埋設標識シートを敷かなければならない。

第417条 通水準備工

- 1 受注者は、充水に先立ち、原則として全延長にわたり管内を十分清掃するとともに、継手部の異物

の有無及び塗装の状態等を調べ、最後に残存物が無いことを**確認**しなければならない。

- 2 受注者は、充水に当たり、バルブ、副弁、空気弁、消火栓及び排水弁等の開閉操作を行い、異常の有無を**確認**し、特に空気弁のボールの密着度合いを点検しなければならない。さらに、全体の鉄蓋の開閉も**確認**してガタツキのないようにしなければならない。
- 3 受注者は、通水に当たり、監督職員と打合せを行い、管内の消毒を行わなければならない。
- 4 受注者は、新設管を、既設管からの水道水で残留塩素が0.1mg/ℓ以上になるまでよく洗浄排水しなければならない。

第4節 ダクタイル鋳鉄管接合工

第418条 一般事項

- 1 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合方法、接合順序及び使用材料等の詳細について、着工前に監督職員に**報告**しなければならない。
- 2 受注者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに、豊富な経験を有する配管技能者を、継手接合に従事する技能者として置かなければならない。
- 3 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品並びに必要な器具及び工具を点検しなければならない。
- 4 受注者は、付属品の取扱いについて、次の事項に注意しなければならない。
 - (1) ゴム輪は、直射日光、火気にさらすことのないよう、極力屋内に保管し、梱包ケースから取り出した後は、できる限り早く使用しなければならない。
 - (2) ボルト及びナットは、直接地上に置いたり放り投げたりしてはならない。また、その洗浄に、ガソリン、シンナー等を使ってはならない。
 - (3) 押輪は、直接地上に置かず、台木上に並べて保管しなければならない。
- 5 受注者は、管接合完了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には、防錆塗料を塗布しなければならない。
- 6 受注者は、滑材につき、衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類を使用してはならない。

第419条 K形ダクタイル鋳鉄管接合工

- 1 受注者は、挿し口外面の清掃は端部から40cm程度行わなければならない。
- 2 受注者は、押輪の方向を**確認**してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑材を十分塗布し、ゴムを挿し口に預けなければならない。
- 3 受注者は、挿し口外面及び受け口内面に滑材を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面に滑材を塗布のうえ、受け口に挿し口を挿入し、胴付間隔が3～5mmとなるよう据付けなければならない。
- 4 受注者は、受け口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受け口内の所定の位置まで押し込まなければならない。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押ししたりし

て損傷させないように注意しなければならない。

- 5 受注者は、押輪の端面に鋳出してある管径及び年号の表示を、管と同様に上側にくるようにしなければならない。
- 6 受注者は、ボルトの締め付けを、片締めにならないよう上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪受け口端との間隔が全周を通じて同じになるようにしなければならない。この操作を繰り返して行い、最後にトルクレンチにより規定のトルクになるまで締め付けなければならない。なお、管布設における規定の締め付けトルクは、表４－１のとおりとする。

表４－１ 締め付けトルク

管径 (mm)	トルク N・m (kgf・cm)	ボルトの呼び
75	60 (600)	M16
100 ～ 600	100 (1,000)	M20
700 ～ 800	140 (1,400)	M24
900 ～ 2,600	200 (2,000)	M30

第４２０条 KF形ダクトイル鋳鉄管接合工

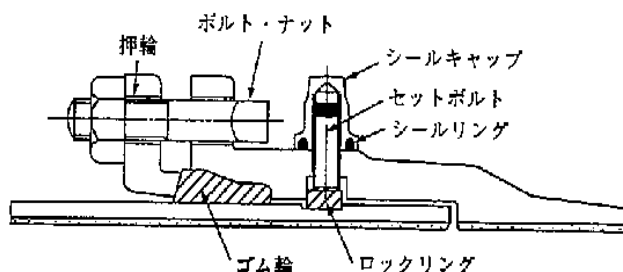


図４－１ KF形管の接合

- 1 受注者は、ロックリング内面全周を、完全に挿し口溝内に圧着させた状態で、ロックリング切断面の間隔を測定、記録しておかなければならない。
- 2 受注者は、ロックリングを全周にわたって、完全に受け口溝内に納めなければならない。このとき、ロックリングの切断箇所は、直管の場合上部タップ穴の中間にくるように調整し、曲管の場合は曲り内側のタップ穴中間にくるようにしなければならない。
- 3 受注者は、受け口、挿し口の芯出しを行い、衝撃を加えないよう真直ぐ静かに、挿し口を受け口内の所定の位置まで挿入しなければならない。
- 4 受注者は、ロックリングが完全に挿し口溝内に、はまり込んでいることを確認した後、セットボルト

トをねじ込み、ロックリングを締め付け、セットボルトの締め付け時に受け口、挿し口の偏心をできる限り修正し、全部のセットボルトの締め付け完了後において、受け口と挿し口の間隔が全周ほぼ均等になるようにしなければならない。また、全部のタップ穴にセットボルトが入っていることを確認しなければならない。

- 5 受注者は、セットボルトを完全に締め付けた状態で、ロックリング切断面を測定し、第1項の挿し口溝内に圧着させた状態で測定したものと同一か、又は小さい数値であることを確認しなければならない。
- 6 受注者は、受け口外面のセットボルトの周りをきれいに清掃して滑材を塗り、シールキャップをねじ込み、ギャップ面が受け口外面に接するまで締め付けなければならない。また、全てセットボルトにシールキャップが取付けられていることを確認しなければならない。

第421条 SⅡ形、S形、NS形ダクティル鑄鉄管接合工

1 SⅡ形ダクティル鑄鉄管の接合

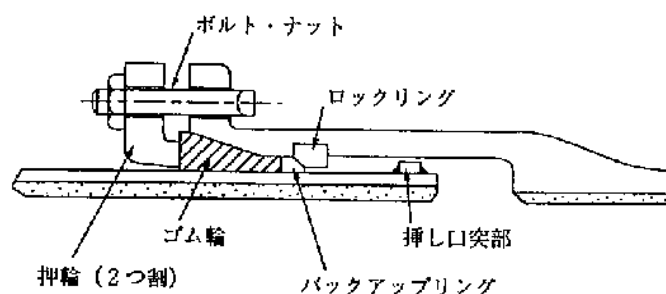


図4-2 SⅡ形管の接合

- (1) 受注者は、挿し口外面の清掃は、端部から50cm程度行わなければならない。
- (2) 受注者は、ロックリング絞り器具を利用してロックリングを絞り、受け口溝内に密着させた状態で、ロックリング切断面の隙間を測定、記録しておかなければならない。
- (3) 受注者は、挿し口外面、受け口内面及びゴム輪内面にむらなく滑材を塗布しなければならない。
- (4) 受注者は、接合に当たって、バックアップリングの方向を確認し、図4-3に示すAの白線を受け口端部の位置に合うように挿し口を挿入しなければならない。

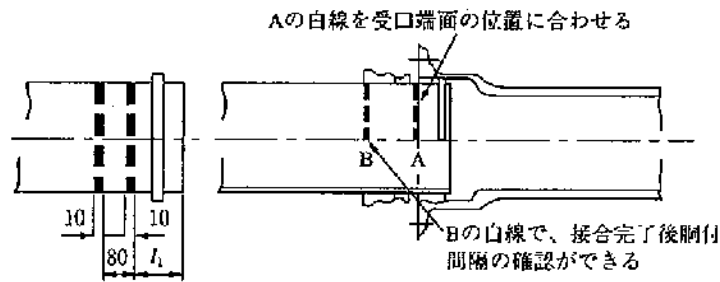


図4-3 受け口・挿し口の挿入完了（単位：mm）

- (5) 受注者は、ロックリングを受け口溝内に密着させ、ロックリング分割部の隙間を測定し、受け口、挿し口の挿入前に測定した隙間との差が $\pm 1.5\text{mm}$ 以下であることを確認しなければならない。次に、バックアップリングを受け口と挿し口の隙間にロックリングに当たるまで挿入しなければならない。なお、バックアップリングの切断面はロックリング分割部に対して 180° ずれた位置にしなければならない。
- (6) 受注者は、ゴム輪、押し輪、ボルトを所定の位置にセットのうえ、仮締めをし、受け口端部と図4-4に示すB白線の端部側までの間隔が、規定寸法（80mm）になるようにしなければならない。

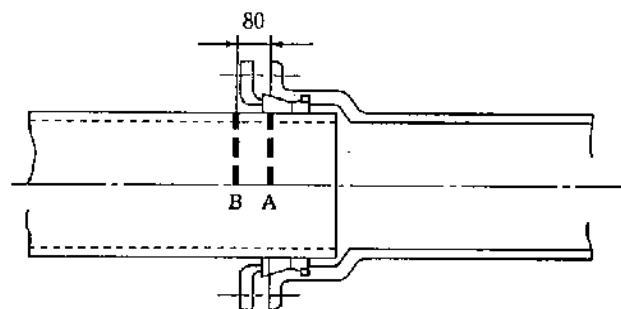


図4-4 受け口端面とB白線の端面側との間隔

- (7) 受注者は、受け口端部と押し輪の間隔が広いところから、順次対角位置のナットを少しずつ締め付けなければならない。また、全部のナットが標準締め付けトルク $100\text{N}\cdot\text{m}$ （ $1,000\text{kgf}/\text{cm}$ ）に達しているか確認しなければならない。
- (8) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「接合要領書」による。

2 S形ダクタイル鋳鉄管の接合

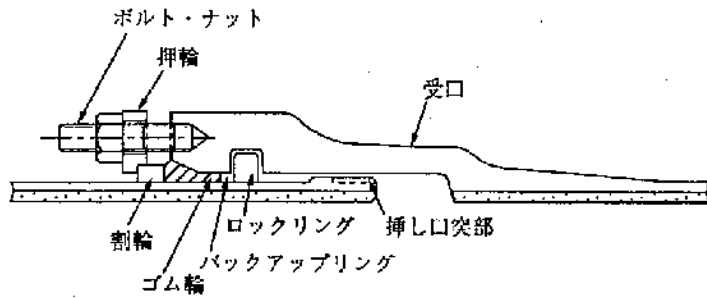


図4-5 S形管の接合

- (1) 受注者は、挿し口外面の清掃は、端部から60cm程度行わなければならない。
- (2) 受注者は、結合ピースⅠ及びⅡを取り付けたロックリングを、挿し口外面の規定の位置に挿入し、ロックリングの長さ調整を行わなければならない。

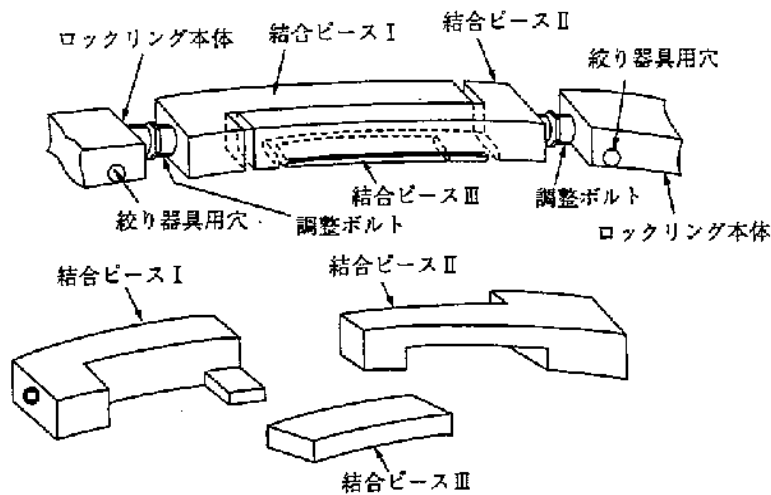


図 4-6 ロックリング接合部

- (3) 受注者は、ロックリングの結合部が管頂にくるよう受け口溝内に預け入れなければならない。
- (4) 受注者は、挿輪、割輪を挿し口へセットし、次に挿し口外面及び受け口内面（端面から受け口溝までの間）に滑材を塗り、ゴム輪、バックアップリングを挿し口へ預けなければならない。
- (5) 受注者は、胴付間隔をφ500～900mmについては、75mmとなるように挿し口に挿入しなければならない。なお、その他の管径については、監督職員の**指示**によるものとする。
- (6) 受注者は、ロックリング絞り器具でロックリングを絞り、結合ピースⅢを結合ピースⅠとⅡの間に挿入した後、ロックリングと結合ピースⅠ・Ⅱ・Ⅲが挿し口外面に接触していることを確認しなければならない。なお、ロックリング内面と挿し口外面の隙間が長い範囲にわたり1mm以上あつてはならない。

- (7) 受注者は、バックアップリングを受け口と挿し口の隙間に全周にわたり、ロックリングに当たるまで挿入しなければならない。この際、バックアップリングの補強板の中心が、ロックリング結合部の中心に合うようにするとともに、バックアップリングがねじれていないことも**確認**しなければならない。
- (8) 受注者は、ゴム輪に滑材を塗り、受け口、挿し口の隙間に手で差し込み、次に、ボルトをネジ部が傷つかないようにして、受け口タップ穴にねじ込まなければならない。
- (9) 受注者は、押輪をボルト穴に預けて締め付け、芯出しピースを使用して、押輪の芯出しをしながらナット数個で軽く締め、次に、割輪を押輪の切欠き部に全周入れ、ラチェットレンチ、スパナ等で全円周一様に表４－２に示す、規定締め付けトルクまで締め付けなければならない。

表４－２ 締め付けトルク

管径 (mm)	トルク N・m (kgf・cm)	ボルトの呼び
500 ・ 600	100 (1,000)	M20
700 ・ 800	140 (1,400)	M24
900 ・ 1,200	200 (2,000)	M30

- (10) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、(一社)日本ダクタイル鉄管協会の「接合要領書」による。

3 NS形ダクタイル鋳鉄管接合工

- (1) 受注者は、挿し口外面の清掃は、端部から30cm程度行わなければならない。
- (2) 受注者は、ロックリングとロックリング芯出し用ゴムが受け口の所定の溝内にセットされているか目視及び手で触って**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、ゴム輪を清掃し、表示がNS形用であることを**確認**し、受け口内面の所定の位置に装着しなければならない。また、装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受け口内面になじませるようにたたかなければならない。
- (4) 受注者は、接合に当たって、挿し口外面に表示してある２本の白線のうち、図４－７に示す白線Aの幅の中に受け口端部がくるように挿し口を挿入しなければならない。

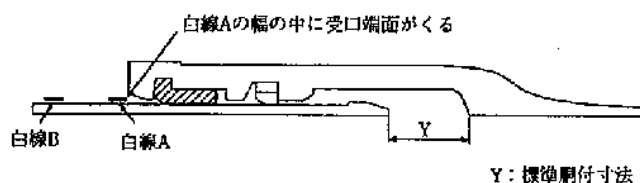


図４－７ 受け口・挿し口の挿入完了

- (5) 受注者は、受け口と挿し口の隙間に薄板ゲージを差込み、その入り込み量を測定し、他の部分に比べて異常に大きい場合は、継手を解体して点検しなければならない。なお、再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換しなければならない。



図4-8 NS形管の接合

- (6) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、(一社)日本ダクタイル鉄管協会の「接合要領書」による。

第422条 GX形ダクタイル鋳鉄管接合工

1 GX形直管の接合

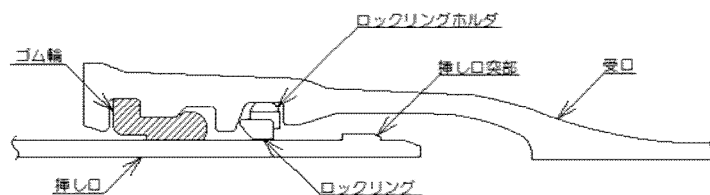


図4-9 GX形直管の接合

- (1) 受注者は、挿し口外面の清掃を端部から30cm程度行わなければならない。
- (2) 受注者は、ロックリングとロックリングホルダがセットされていることを目視及び手で触って**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、ゴム輪の表示がGX形であることを**確認**し、ゴム輪を清掃して受口内面の所定の位置に装着しなければならない。装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたき、ゴム輪内面を指で触り部分的な浮き上がりが無いことを**確認**しなければならない。
- (4) 受注者は、ゴム輪のテーパ部及び挿し口外面（挿し口先端部から白線Aまでの範囲）に滑剤をムラなく塗布し、図4-10に示す白線Aが受口端部にくるようにレバーホイストを操作して挿し口を挿入しなければならない。

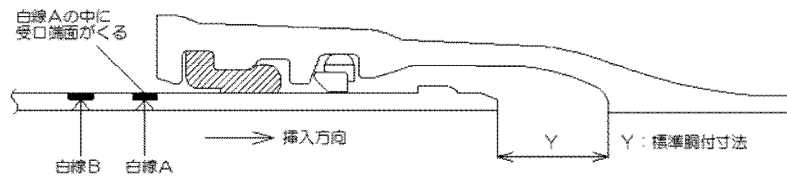


図4-10 受け口・挿し口の挿入完了

- (5) 受注者は、挿し口と受口の隙間にGX用チェックゲージを挿入し、ゴム輪が所定の位置にあることを**確認**しなければならない。このとき、入り込み量が合格範囲外の場合は継手を解体して点検しなければならない。なお、再接合するときはゴム輪を新しいものに交換しなければならない。
- (6) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、(一社)日本ダクトイル鉄管協会の「接合要領書」による。

2 GX形異形管の接合

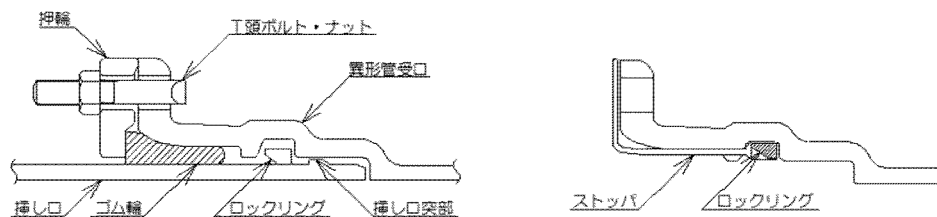


図4-11 GX形異形管の接合

- (1) 受注者は、挿し口外面と受口内面の異物除去及び清掃を行わなければならない。
- (2) 受注者は、所定の受口溝にロックリングとストップパがセットされていることを目視及び手で触って**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、挿し口を挿入する前に異形管受口端面から受口奥部までののみ込み量の実測値を測定して挿し口外面全周または4箇所に明示し、現地で挿し口に明示した線が受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを**確認**してからストップパを引き抜かなければならない。
- (4) 受注者は、管をクレーン等で吊った状態で、挿し口もしくは受口をできるだけ大きく左右に振り、継手が抜け出さないか確認しなければならない。
- (5) 受注者は、ボルトが片締めにならないよう少しずつ押輪の施工管理用突部と受口が接触するまで締め付け、押輪の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ（厚さ0.5mm）で**確認**しなければならない。
- (6) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、(一社)日本ダクトイル鉄管協会の「接合要領書」による。

3 P-L i n kの接合

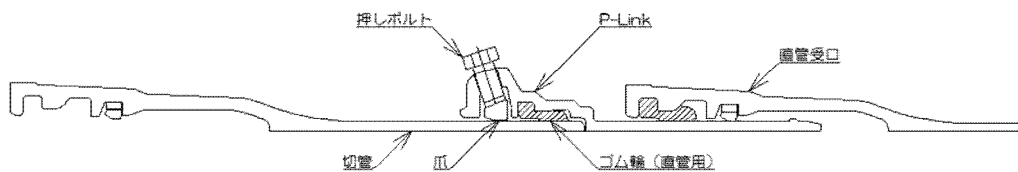


図4-12 GX形P-L i n kの接合

- (1) 受注者は、挿し口外面と受口内面の異物除去及び清掃を行わなければならない。
- (2) 受注者は、P-L i n k内面の所定の位置に爪が全数装着されていること及び外面に押しボルトが全数装着されており、爪が内面に出ていないことを**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、ゴム輪をセットする前に、P-L i n k端面から奥部までののみ込み量を実測して切断した挿し口の挿入量として挿し口外面全周または4箇所に明示し、直管の接合と同様の手順で挿入量の明示位置までP-L i n kを挿入しなければならない。
- (4) 受注者は、P-L i n kと挿し口の隙間に隙間ゲージ（厚さ0.5mm）を挿し入し、ゴム輪の位置を**確認**しなければならない。
- (5) 受注者は、爪と管が接するまで全数の押しボルトを手で仮締めし、片締めにならないよう上下のナット、次に対角のナットの順にトルクレンチにより標準トルク（100N・m）で締め付けなければならない。
- (6) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、（一社）日本ダクトイル鉄管協会の「接合要領書」による。

4 G-L i n kの接合

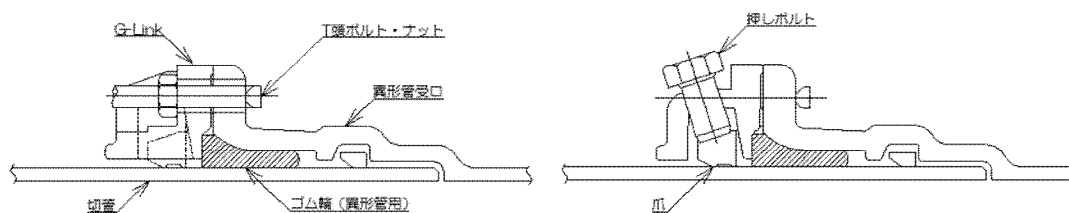


図4-13 GX形G-L i n kの接合

- (1) 受注者は、G-L i n k内面の所定の位置に爪が全数装着されていること及び外面に押しボルトが全数装着されており、爪が内面に出ていないことを**確認**しなければならない。
- (2) 受注者は、異形管の押輪の代わりにG-L i n kを用いる場合は、第2項の異形管の接合と同じ手順にて接合しなければならない。ただし、挿し口に挿し口突部がないため、第422条第2項第4

号の確認は不要とする。

- (3) 受注者は、爪と管が接するまで全数の押しボルトを手で仮締めし、片締めにならないよう上下のナット、次に対角のナットの順にトルクレンチにより標準トルク（100N・m）で締め付けなければならない。
- (4) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「接合要領書」による。

5 継ぎ輪の接合

- (1) 受注者は、挿し口外面の清掃を端部から30cm程度行わなければならない。
- (2) 受注者は、継ぎ輪両側のロックリング及びストッパが正常な状態にあることを目視及び手で触って**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、継ぎ輪を先行管に預け入れ、ストッパを引き抜き、ロックリングを管に抱きつかせた後、後続管を挿入してストッパを引き抜いてロックリングを管に抱きつかせなければならない。
- (4) 受注者は、挿し口白線Bと継ぎ輪受口端面を所定の間隔に合わせて継ぎ輪の位置を決めなければならない。
- (5) 受注者は、押輪の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ（厚さ0.5mm）で**確認**しなければならない。
- (6) 受注者は、継ぎ輪と異形管及びP－L i n kを接合してはならない。
- (7) 受注者は、接合作業に当たり、その都度必要な事項についてチェックシートに記入しなければならない。チェックシートは、（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「接合要領書」による。

第5節 水道配水用ポリエチレン管接合工

第423条 一般事項

- 1 受注者は、水道配水用ポリエチレン管の接合方法、接合順序及び使用材料等の詳細について、着工前に監督職員に**報告**しなければならない。
- 2 受注者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに、豊富な経験を有する配管技能者を、継手接合に従事する技能者として置かなければならない。
- 3 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品並びに必要な器具及び工具を点検しなければならない。
- 4 受注者は、降雨時、降雪時等には融着接合を行わないことを原則とするが、やむを得ない場合は、監督職員の**承諾**を得て、雨よけなどの対策を講じ、接合部への水の付着を防止しなければならない。
- 5 受注者は、曲げ半径が下記に示す値より小さくなる場合には異形管等を使用して施工しなければならない。

呼び径50mmの最小曲げ半径：5.0m

呼び径75mmの最小曲げ半径：7.0m

呼び径100mmの最小曲げ半径：9.5m

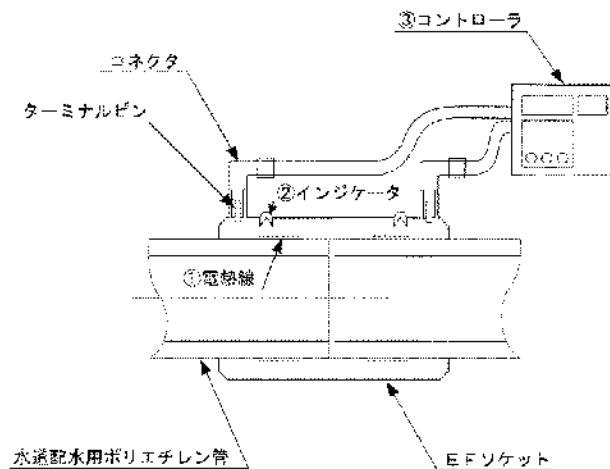
第424条 水道配水用ポリエチレン管接合工

- 1 受注者は、管端から200mm以上の範囲を管全周にわたり清掃し、規定の差込長さの位置に標線を記入後、管端から標線までの管表面部分についてスクレーパを用いて切削しなければならない。
- 2 受注者は、管の切削面とEFソケット内面全体をエタノールまたはアセトンを浸み込ませたペーパータオルで清掃しなければならない。なお、清掃は、軍手等の手袋を着用した状態でなく、きれいな素手で行わなければならない。
- 3 受注者は、切削・清掃済みの管に材料を挿入し、端面に沿って円周方向に標線をマーキング後、EFソケットに管を標線位置まで挿入し、固定クランプを用いて固定する。この時、双方の管が一直線になっていることを確認しなければならない。
- 4 受注者は、融着継手の接合用コントローラについて、材料のターミナルピンに適応したものを使用しなければならない。また、コントローラへの供給電源として発電機を使用する場合には、必要な電圧（交流100V）と電気容量（概ね2KVA）が確保されているものをコントローラ専用として使用しなければならない。
- 5 受注者は、通電が自動完了したら、EFソケットのインジケータが隆起していること及びコントローラが正常終了を示していることを確認しなければならない。なお、通電中にエラーが発生した場合やコントローラに異常終了が表示された場合は、新しいEFソケットを用いて最初からやり直さなければならない。
- 6 受注者は、融着終了後は下記に示す既定の時間、冷却・静置しなければならない。冷却中は固定クランプで固定したままにし、接合部に外力を与えないよう留意するとともに、通電終了時刻に冷却時間を加算した、クランプ取り外し可能時刻等を継手に記入しなければならない。

呼び径50mmの冷却時間：5分間

呼び径75mmの冷却時間：10分間

呼び径100mmの冷却時間：10分間
- 7 受注者は、融着継手の接合が確実に行われたことを接合完了時にチェックシートに記録し、監督職員に**提出**しなければならない。チェックシートは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「施工マニュアル」による。
- 8 受注者は湧水の発生などやむを得ない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得てからメカニカル継手を用いて接合しなければならない。
- 9 受注者は、メカニカル継手についてインナーコア仕様のものを使用しなければならない。またメカニカル継手とスピゴット継手類（管と同じ外形寸法の挿し口をもち、融着継手と組み合わせて使用する継手）を接合する場合は、あらかじめ短管（切管）を融着接合した後にメカニカル接合としなければならない。



- ① 通電により発熱し、樹脂を溶融させる電熱線
- ② 通電されたことを示すインジケータ
- ③ 通電時間などを制御するコントローラ

図４－１４ 水道配水用ポリエチレン管の接合

第６節 その他の管の接合工

第４２５条 一般事項

- １ 受注者は、管の接合方法、接合順序及び使用材料等の詳細について、着工前に監督職員に**報告**しなければならない。
- ２ 受注者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに、豊富な経験を有する配管技能者を、継手接合に従事する技能者として置かなければならない。
- ３ 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品並びに必要な器具及び工具を点検しなければならない。
- ４ 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、ゴム輪などに付着している砂、油、その他の異物を完全に取り除かなければならない。

第４２６条 フランジ継手接合工

受注者は、フランジ継手の接合について、フランジ形ダクタイル鉄管接合要領（（一社）日本ダクタイル鉄管協会）により施工しなければならない。

第４２７条 水道用硬質塩化ビニル管接合工

受注者は、水道用硬質塩化ビニル管の接合について、水道工事標準仕様書（（公社）日本水道協会）により施工しなければならない。

第428条 水道用ポリエチレン二層管接合工

受注者は、冷間接合による接合を下記事項に注意して行わなければならない。

(1) 冷間接合 A形

- ① 管の端面を肉厚の1/3程度面取りをしなければならない。
- ② 袋ナットを胴から外れない範囲でいっぱい緩め、インコアを管に挿入しなければならない。
- ③ パイプレンチ2個を使い、袋ナットを十分締めなければならない。

(2) 冷間接合 B形

- ① 管端を直角に切り揃えなければならない
- ② 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順に移し、インコアを管に木槌等で叩き込まなければならない。
- ③ セットされた端部を胴に挿入し、リングを押し込みながら、袋ナットを本体ねじに十分に手で締め付けなければならない。
- ④ パイプレンチ2個を使い、袋ナットを十分締め付けなければならない。

第7節 仕切弁等付属施設設置工

第429条 一般事項

- 1 受注者は、仕切弁、消火栓等付属設備を一般標準図（付図3～7）に基づき正確に設置しなければならない。
- 2 受注者は、設置に当たって、維持管理及び操作等に支障のないよう、周囲の道路、家屋及び埋設物等を考慮し、監督職員と協議して定めなければならない。これらの付属設備相互間は、原則として1m以上離れるように設置位置を選定しなければならない。
- 3 受注者は、弁類の据付けに当たって、正確に芯出しを行い、堅固に据え付けなければならない。
- 4 受注者は、鉄蓋類を構造物に堅固に取付け、かつ路面に対し不陸のないよう入念に行わなければならない。
- 5 受注者は、弁、筐の据付けについて、沈下、傾斜及び開閉軸の偏心が生じないよう入念に行わなければならない。

第430条 仕切弁設置工

- 1 受注者は、仕切弁を設置前に弁体に損傷のないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態を設置しなければならない。
- 2 受注者は、仕切弁を鉛直又は水平に据付けなければならない。また、据付けに際し、重量に見合ったクレーン又はチェンブロック等を用いて、開閉軸の位置を考慮して、方向を定め安全確実に行わなければならない。
- 3 受注者は、固定用脚付弁の据付けに当たり、支承コンクリートを先行して水平に打設するとともに、

アンカーボルト（バタフライ弁においては、弁体底部中央の調整ネジ部分を含む。）を箱抜きし、コンクリートが所要の強度に達してから据付けなければならない。また、アンカーボルトの箱抜き部は、据付完了後、支承コンクリートと同等の強度以上のコンクリートを用いて充填しなければならない。

- 4 受注者は、開度計の取付けられた仕切弁の場合、開度計を汚損しないように特に留意し、布等で覆っておかなければならない。また、設置（室築造）完了後、弁を清掃し、開度計等の部分はオイル拭きをしておかなければならない。
- 5 受注者は、主要な弁類の場合、弁室内の見やすいところに製作メーカー、設置年度、口径、回転方向、回転数及び操作トルク等を表示した銘板を取り付けなければならない。

第431条 消火栓設置工

- 1 受注者は、フランジ付T字管の布設に当たり、管芯を水平に保ち支管のフランジ面が水平になるよう設置しなければならない。
- 2 受注者は、消火栓及び補修弁の設置前に、弁の開閉方向を確認するとともに、弁体の異常の有無を点検しなければならない。
- 3 受注者は、消火栓の設置に当たり、地表面と消火栓の弁棒キャップ天端との間隔が15cm程度となるようフランジ短管により調整しなければならない。
- 4 受注者は、設置完了時において、補修弁を「開」とし、消火栓は「閉」としておかなければならない。

第432条 空気弁設置工

- 1 受注者は、空気弁及びハンドル付フランジ仕切弁の設置は、前条の規定によらなければならない。
なお、双口空気弁の場合、両側の蓋を取って空気抜き孔の大小を確認するとともに、フロート弁の保護材等を除去、内部を清掃のうえ、元の位置に設置しなければならない。
- 2 受注者は、双口空気弁を設置する場合、フランジ付T字管のフランジ部に直接ハンドル付フランドル仕切弁を取付けなければならない。
- 3 受注者は、設置完了時において、ハンドル付フランジ仕切弁は「開」とし、空気弁は「閉」としておかなければならない。ただし、通水後は原則として空気弁は「開」としておかなければならない。

第433条 排水弁設置工

- 1 受注者は、排水弁の設置に当たっては、第430条の規定によらなければならない。
- 2 排水設備の設置箇所は、原則として管路の凹部付近で適当な河川又は、排水路等のあるところで行なければならない。
- 3 受注者は、放流水面が管底より高い場合、排水T字管（泥吐き管）と吐き口との途中に必要な応じて排水ますを設けなければならない。なお、吐き口は必ず放流水面より高くしておかなければならない。

- 4 受注者は、吐き口付近の護岸が放流水によって洗掘又は破壊されないよう堅固に築造しなければならない。

第8節 配水管凍結工

第434条 一般事項

- 1 凍結工とは、配水管に凍結媒体を直接接触させ、水を凍結状態にして簡易仕切弁としての機能を発揮させる工法をいう。
- 2 受注者は、凍結工事の作業工程で使用する機器及び凍結媒体の取扱いに従事する作業員につき、経験豊富な熟練者を充てるものとする。
- 3 受注者は、工事のため迷惑を及ぼすおそれのある付近住民等に、施工に先立ち、監督職員との打合せにより断水、赤水等についての周知を十分に行い、事故・苦情等のないようにしなければならない。

第435条 凍結工

- 1 受注者は、凍結媒体に、液体窒素と液体酸素（8：2の割合）の混合体である人工液体空気を使用しなければならない。
- 2 受注者は、取付容器の材質に、人工液体空気を貯留し得る物理的及び科学的性質を有するとともに、一定の強度を有する自消性発砲ポリスチレン（JIS規格1号 発砲スチロールは使用しない）を用い、形状寸法は、監督職員との打合せにより、設定しなければならない。
- 3 受注者は、人工液体空気の運搬容器に、ステンレス製又はアルミ製の開放型容器を使用しなければならない。
- 4 受注者は、取付容器と配水管との隙間への充填剤に、充填作業等が容易で適度の粘着性があり、凍結しても膨張が少なく、かつ、人工液体空気の漏れを完全に防止できる性質を有するものを使用しなければならない。
- 5 受注者は、凍結予定部の被覆材等を取り除き、管表面を清掃し、監督職員の**確認**を得なければならない。
- 6 受注者は、取付容器を水平に設置し、配水管と容器との隙間に充填剤を入念に充填して、人工液体空気が漏れないようにしなければならない。
- 7 受注者は、人工液体空気を、配水管が完全に液面下になるように注入しなければならない。
- 8 受注者は、工事中に、酸素欠乏、漏気噴出及び人工液体空気等による事故を防止するための施設並びに対策を講じなければならない。
- 9 受注者は、工事完了後、配水管保護及び凍結状態を維持するために適切な処置を講じなければならない。
- 10 受注者は、凍結状態の確認を直接法又は間接法によって行わなければならない。
- 11 受注者は、凍結媒体を完全に排出した後、外気温度等に応じ水又は湯を注いで解凍を行うものとし、

トーチランプ等による急激な加熱解凍を行ってはならない。

- 12 受注者は、解凍の確認について、監督職員と十分な打合せを行い最寄りの消火栓等で空気抜きを兼ねて行わなければならない。

第 9 節 既設管内配管工

第 4 3 6 条 適用

さや管の中に新管を挿入するパイプ・イン・パイプ工法に適用するものとする。

第 4 3 7 条 一般事項

JDPA T36（ダクタイル鉄管によるパイプ・イン・パイプ工法 設計と施工）、WSP 080-2015（パイプ・イン・パイプ工法 設計・施工指針）に基づき施工を行うこと。ただし、設計図書に別の定めがある場合は、それより優先すること。

第5章 下水道

第1節 適用

第501条 適用

- 1 本章は、下水道工事における開削工、小口径推進工、推進工、シールド工、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用するものとするものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1章 総則、第2章 材料、第3章 一般施工の規定による。

第2節 開削工

第502条 適用

本節は、下水道の管きょ工（開削）として管布設工、水路築造工その他これらに類する工種について適用するものとするものとする。

第503条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第1章 開削工の規定によらなければならない。

第3節 小口径推進工

第504条 適用

本節は、下水道の管きょ工（小口径推進）として低耐荷力圧入二工程推進工、低耐荷力オーガ推進工、小口径泥水推進工、小口径泥土圧推進工（低耐荷力泥土推進工）、ボーリング推進工（鋼管さや管ボーリング推進工、取付管ボーリング推進工）、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、汚泥処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとするものとする。

第505条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第2章 小口径推進工の規定によらなければならない。

第4節 推進工

第506条 適用

本節は、下水道工事の管きょ工（推進）として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとするものとする。

第507条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第3章 推進工の規定によらなければならない。

第5節 シールド工

第508条 適用

本節は、下水道工事の管きょ工（シールド）として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第509条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第4章 シールド工の規定によらなければならない。

第6節 管きょ更生工

第510条 適用

本節は、下水道工事の管きょ更生工として管きょ内面被覆工、換気工、管きょ更生水替工、その他これらに類する工種について定めるものとする。なお、適用範囲は、管きょ更生工のうち管きょ内での人力作業を伴わない小口径管とする。

第511条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第5章 管きょ更生工の規定によらなければならない。

第7節 マンホール工

第512条 適用

本節は、下水道工事のマンホール工として現場打ちマンホール工、組立マンホール工、小型マンホー

ル工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第513条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第6章 マンホール工の規定によらなければならない。

第8節 特殊マンホール工

第514条 適用

本節は、下水道工事の特殊マンホール工として管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第515条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第7章 特殊マンホール工 の規定によらなければならない。

第9節 取付管及びます工

第516条 適用

本節は、下水道工事の取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第517条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第8章 取付管及びます工 の規定によらなければならない。

第10節 地盤改良工

第518条 適用

本節は、下水道工事の地盤改良工として固結工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第519条 一般事項

受注者は、県仕様書第8編 下水道編 第9章 地盤改良工の規定によらなければならない。

第 1 1 節 付帯工

第 5 2 0 条 適 用

本節は、下水道工事の付帯工として施工される舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 5 2 1 条 一般事項

受注者は、県仕様書第 8 編 下水道編 第10章 付帯工の規定によらなければならない。

第 1 2 節 立坑工

第 5 2 2 条 適 用

本節は、下水道工事の立坑工として、管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水位低下工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 5 2 3 条 一般事項

受注者は、県仕様書第 8 編 下水道編 第11章 立坑工の規定によらなければならない。

第6章 給水装置及び排水設備

第1節 適 用

第601条 適 用

本章は、上下水道工事における給水装置工及び排水設備工その他これらに類する工事に適用するものとする。

第2節 給水装置工

第602条 一般事項

受注者は、岐阜市上下水道事業部の給水装置工事施行基準（2022年改訂版）に従い施工しなければならない。

第3節 排水設備工

第603条 一般事項

受注者は、岐阜市上下水道事業部の排水設備工事施工基準（2021年改訂版）に従い施工しなければならない。

第7章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適 用

第701条 適 用

- 1 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章 材料の規定によるものとする。
- 3 受注者は、コンクリートの施工に当たり、**設計図書**に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30 年3 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 4 受注者は、コンクリートの使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を**確認**しなければならない。

第2節 無筋・鉄筋コンクリート工

第702条 一般事項

受注者は、県仕様書第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。

第8章 舗 装

第1節 適 用

第801条 適 用

本章は、上下水道工事において共通的に使用する一般舗装工、道路舗装工について適用するものとする。

第2節 一般舗装工

第802条 一般事項

受注者は、県仕様書第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第6節 一般舗装工の規定によらなければならない。

第3節 道路舗装工

第803条 一般事項

受注者は、県仕様書第7編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工の規定によらなければならない。

工事関係様式一覧集

書 式	様 式	摘 要
施工計画書	様式第 1 号	
支給材料受領書	様式第 2 号	
支給材料精算書	様式第 3 号	
貸与品借用書	様式第 4 号	
現場発生品調書	様式第 5 号	
材料検査(試験)願	様式第 6 号	
事故発生報告書	様式第 7 号	
休日・夜間作業届	様式第 8 号	
工事日誌(水道用)	様式第 9-1 号	参考様式 現場代理人が主任技術者を兼任しない場合
工事日誌(水道用)	様式第 9-2 号	参考様式 現場代理人が主任技術者を兼任する場合
工事日誌(下水道用)	様式第10-1 号	参考様式 現場代理人が主任技術者を兼任しない場合
工事日誌(下水道用)	様式第10-2 号	参考様式 現場代理人が主任技術者を兼任する場合
標識	様式第11号	
指示・承諾・協議・提出・報告書	様式第12-1 号	監督職員発議の場合
指示・承諾・協議・提出・報告書	様式第12-2 号	現場代理人発議の場合
施工打ち合わせ記録簿(現場関連)	様式第12-3 号	
施工打ち合わせ記録簿(測量・設計関連)	様式第12-4 号	
使用材料調書	様式第13号	
工事履行報告書	様式第16号	
段階確認報告書	様式第19号	
現場代理人・技術者経歴書	様式第20号	
配管技能者届	様式第21号	
工事出来形表(水道用)	様式第22号	
工事出来形表(下水道用)	様式第23号	
測定結果一覧表	様式第24号	
工程表	様式第26号	
現場代理人・技術者届	様式第27号	
請負代金内訳書	様式第29号	
出来形届書	様式第30号	
出来形内訳書	様式第31号	
完成届	様式第32-1 号	
指定部分完成届	様式第32-2 号	
掛金収納書提出用台紙	様式第33号	
掛金収納書(電子申請方式)	様式第34号	
建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	様式第35号	

※営繕工事で使用する様式は、監督職員と協議の上、決定する。

施 工 計 画 書

契 約 番 号 第 号

工 事 名

上記工事施工について別紙のとおり計画しましたからお届けします。

年 月 日

受注者 住所

氏名

現場代理人

印

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 様

注 1) 受注者は現場実態を勘案し、創意工夫により簡単明瞭にまとめるものとする。

また、建設工事主要工種標準施工方法に記載されている工法は、その旨明示し省略ができる。

注 2) 施工計画書に記載する事項については、別紙「施工計画書の内容区分」によるものとする。

施 工 計 画 書 の 内 容 区 分

事 項		内 容	一般工事	小規模な 工事注1)	単純工種 注2)	単価契約	備考
1	工 事 概 要	契約図書に基づき記入する。	○	○	○		
2	計 画 工 程 表	バーチャート又はネットワークによる。 曲線式工程表を付加する。	○	○	○		
3	現 場 組 織 表	契約図書により必要な管理者（責任者）を定め組織表及び施工体系図を作成する。 管理者（責任者）は夜間の連絡先を記入する。	○	○	○	○	
4	安 全 管 理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等の実施について記述する。	○	○	○	○	
5	緊急時の体制 及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はそのおそれがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。	○	○	○	○	南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置を記述する。
6	交 通 管 理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。	○	○	○	○	
7	主 要 機 械	実施工程表にあたって考慮した主要機材の機種、性能、台数等についての一覧表を作成する。	○	—	—	—	
8	主 要 資 材	使用する主要材料の品名、規格、数量と必要に応じ会社名等の一覧表を作成する。	○	○	○		
9	施 工 方 法 (仮設備計画、 工事用地等を含む)	主要工種について、工事の安全を考慮して施工順序等を記述する。ただし、一般的な施工方法は省略するが、他工事との関係調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、他官公庁との協議、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する措置方法等も必要に応じて記述する。 また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工事等主要な施設は記述する。 主要な仮設備は必要に応じて計算書を添付する。	○	—	—	—	施工フロー図等により簡潔に記述する。
10	施 工 管 理	工 程 管 理	○	—	—	—	
		出来形管理 品質管理					
		写 真 管 理					
11	環 境 計 画 (現場作業環境 の整備)	環境対策は地元住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。 また、現場作業環境の整備、工事現場の環境改善等についても記述する。	○	—	—	—	
12	再生資源の利用促進及び建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用に関する法律に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。	○	○	○	—	
13	電子納品実施計画	電子納品を実施する場合は、電子納品の作成に関する事項を記述する。	○	○	○	○	注3)
14	そ の 他	設計図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督職員の指示事項を記述する。	○	—	—	—	

注1) 小規模な工事とは、1,000万円以下の工事をいう。

注2) 単純工種とは、維持補修、標識設置、区画線、防護柵、除草、清掃、塗装、植栽等に類する工事をいう。

注3) 災害復旧における仮復旧工事は対象外とする。

支給材料受領書

契約番号 第 号

工事名

契約に基づき下記材料を受領しました。

記

品名	規格	数量	単位	摘要

年 月 日

受注者住所

氏名

現場代理人

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 様

支給材料精算書

契約番号 第 号

工事名

契約年月日 年 月 日

上記の契約に基づく支給材料を下記のとおり精算しました。

記

品名	規格	数量			摘要
		支給数量	使用数量	残数量	

年 月 日

受注者住所

氏名

現場代理人

上記の支給材料精算書は事实に相違ないことを証明する。

監督職員

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 様

現場発生品調書

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

受注者 住所
氏名
現場代理人

契約番号 第 号
工事名

上記において下記調書の現場発生品が生じたので納入します。

記

品名	規格	単位	数量	摘要

材 料 検 査 (試 験) 願

契 約 番 号 第 号

工 事 名

検 査 (試 験) 項 目

検 査 (試 験)

希望検査 (試験) 年月日 年 月 日

検 査 (試 験) 場 所

品 名	形状寸法	単位	受験数量	摘 要

上記材料を現場 (工場) に搬入したいので検査 (試験) 願います。

年 月 日

受注者住所

氏名

現場代理人

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

受注者住所
氏名
現場代理人

事 故 発 生 報 告 書

今般、下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

1. 事故発生の日時
2. 事故発生場所
3. 事故発生の工事名
4. 契約金額
5. 工期
6. 事故の概要
7. 被災者の所属、氏名、生年月日、年齢
8. 被災者の雇用年月日
9. 被災者の住所及び本籍
10. 事故発生後の応急措置
11. 現認者の氏名及び現認の状況
12. 直接監督者の所見
13. 当日の監督体制及び通常の監督体制
14. 本工事における安全管理対策
15. 通常における安全管理対策
16. 今後の対策
17. 関係機関（労働基準監督署、警察署）の所見
18. その他

[記入要領]

- 6 について診断書を添付し、内容は詳細に記入するとともに事故写真を添付すること。
交通事故の場合は、事故証明書を添付すること。
事故現場を見取図に図示すること。
- 7 について被災者が所属している元請または下請け業者名を明記すること。
- 10 について応急措置をとった場合は、その事実を記入すること。
- 12 について必ず記入すること。
- 13 について図示するとともに当日の監督体制は時間をおって表示すること。
- 14 について当該工事における安全管理対策を記入すること。
- 18 について見舞金示談等判明できる範囲で記入すること。
- なお、人身事故以外の場合は、7 から 9 までは記入の必要ない。

休日・夜間作業届

部長	次長	技術 審議監	課長	課	総括 監督職員	一般 監督職員	現場代理人

年 月 日

休日・夜間作業事項

契約番号 : 第 号

工 事 名 :

受 注 者 :

工事場所 : 岐阜市

下記の休日・夜間作業を行うので届出ます。

記

作 業 年 月 日	年 月 日 ()
作 業 時 間	(自) 時 分 (至) 時 分
作 業 内 容	

理由

.....

.....

.....

.....

.....

注1 不要な文字は＝で消すこと。

注2 「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

様式第 9－1 号【現場代理人が主任技術者を兼任しない場合】

工 事 日 誌				現場代理人				主任技術者							
年 月 日 曜日				天 候				作 業 時 間		時 分 ～ 時 分					
施 工 概 要							位 置 図								
配 管 詳 細 図															
使 用 材 料 内 訳															
品 名		形 質		単 位		数 量		品 名		形 質		単 位		数 量	

様式第9－2号【現場代理人が主任技術者を兼任する場合】

工 事 日 誌				現 場 代 理 人 ・ 主 任 技 術 者											
年 月 日 曜 日				天 候				作 業 時 間		時 分 ～ 時 分					
施 工 概 要							位 置 図								
配 管 詳 細 図															
使 用 材 料 内 訳															
品 名		形 質		単 位		数 量		品 名		形 質		単 位		数 量	

様式第10－1号【現場代理人が主任技術者を兼任しない場合】

工事日誌

年度				現場代理人			主任技術者	
月・日	天候	気温℃	施工概要	管理	作業内容	内容		
(月)								
(火)								
(水)								
(木)								
(金)								
(土)								
(日)								
備考								

工事日誌				年度		現場代理人・主任技術者	
月・日	天候	気温℃		管 理 作 業 内 容			
(月)							
(火)							
(水)							
(木)							
(金)							
(土)							
(日)							
備 考							

標 識 (標 準)

工 事 名		号		工 事		工 事 概 要	
工 事 場 所		岐阜市 町 地内				1 工種	
工 期		自 年 月 日 至 年 月 日				2 工事延長、幅員、又は構造物の長さ、幅、高さ	
事業主体名		岐阜市上下水道事業部				3 おもな種別 (規格、数量、単位)	
施 工 者		郡 町 市 村 会社 TEL				標 準 断 面 図	
現場代理人						[注] 必要に応じ平面図を記入すること。	

50
3@150=450
100
150
100
50

250
500
700

006
1,500

		廿七			廿八		
--	--	----	--	--	----	--	--

注 「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

施工打ち合わせ記録簿（現場関連）

(/)

部長	次長	技術 審議監	課長	課	総括 監督職員	一般 監督職員

現場 代理人

契 約 番 号	第 号	工事名		受注者	
工 事 場 所	岐阜市				
出席者	発注者側			年月日	年 月 日
	受注者側			場 所	
				打合せ 方 式	会議・電話
打合せ事項		処理（案）		回答（その他）	
1 現場の安全管理について 2 架空線、地下埋設物について 3 週休2日制モデル工事の実施について 4 試行実施について （受注者の意向確認） ・電子納品 5 法定福利費について 6 廃棄物処理委託契約先の 処理能力確認について 7 公契約条例に基づく 下請契約について 8 社会保険未加入対策について 9 埋蔵文化財について 10 各種法令手続きについて 11 総合評価落札方式の適用に ついて（適用の場合は、履 行すべき項目を確認） 12 道路占用許可条件について （埋戻し時の仕上り厚など）				(例) ・地元や他機関との調整で休日作業が 必要な場合は、市担当者も含めて事前 に打合せすること。 ・計画と実施の工程が概ね1週間以上 ずれる場合は、事前に計画工程表(変更) を提出すること。 (例) 段階確認・安全教育・地域貢献等の 写真も電子納品に含めること。	

※本記録簿は、受注者において作成し、打合せ後原本を提出すること。

※2回目以降の打合せ時には、1～12は必要に応じて削除し使用すること。

※「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

施工打ち合わせ記録簿（測量・設計関連）

（ / ）

部長	次長	技術 審議監	課長	課	総括 監督職員	一般 監督職員

現場 代理人	測量・設計 会社担当者

契 約 番 号	第 号	工事名		受注者	
工 事 場 所	岐阜市				
出席者	発注者側	-----		年月日	年 月 日
	受注者側	-----		場 所	
				打合せ 方 式	会議・電話
打合せ事項		処理（案）		回答（その他）	
1 埋蔵文化財について					
2 各種法令手続きについて					
3 架空線、埋設物について					

※本記録簿は、受注者において作成し、打合せ後原本を提出すること。

※「現場代理人」、「測量・設計会社担当者」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること

工 事 履 行 報 告 書

部 長	次 長	技術 審議監	課 長	課	総括 監督職員	一般 監督職員	現場 代理人

契 約 番 号	第 号		
工 事 名			
受 注 者			
工 事 場 所	岐阜市		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 日	予定工程% () は工程変更後	実施工程%	備 考
(記事欄)			

※ 添付書類：施工状況写真 (提示対象：実施工程表)

※ 「現場代理人」欄の押印は省略できるが、その場合は記名すること。

現場代理人経歴書
主任技術者経歴書
監理技術者経歴書
特例監理技術者経歴書
監理技術者補佐経歴書
配管技能者経歴書

氏名及び生年月日

現 住 所

学 歴

資 格

職 歴

年度別	発 注 者	工 事 名 (工 事 内 容)	該 当 経 歴

年 月 日

氏名

印

注 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、配管技能者は上記により個々に提出のこと。

配 管 技 能 者 届

契 約 番 号 第 号

工 事 名

工 事 場 所 岐阜市

契 約 年 月 日 年 月 日

完 成 期 限 年 月 日

配管技能者名

上記の者を選任しましたからお届けします。

年 月 日

受注者 住所

氏名

印

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 様

工事出来形表 (水道用)

年度	契約	番号	第	号	工事	名		
受注者					現場代理人		監督職員	

測点 No.	測点 No.	管種	口径 mm	区間延長			管頂土被り			仕切弁深度			消火栓深度			水压試験		備考
				設計 (m)	完成 (m)	差引 (mm)	設計 (m)	完成 (m)	差引 (mm)	設計 (mm)	完成 (mm)	差引 (mm)	設計 (mm)	完成 (mm)	差引 (mm)	初圧、終圧、%、測定日		

-112-

者
定
測

別種

略

受注者住所
氏名

現場代理人・技術者届

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長

様
受注者 住 所

氏 名

発注年度	年度		
契約番号	第 号		
工 事 名			
工事場所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
契約金額	税込 円		
受注者の許可番号	(-)		
下請予定金額			

上記工事に配置する現場代理人及び技術者を以下のとおり定めましたので別紙経歴書を添えて通知します。

現場代理人	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
-------	-------------	--	------	-------

技術者 1			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 2			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 3			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 4			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

【添付書類】

1 現場代理人・技術者の経歴書

記入必要項目

- ・氏名及び生年月日
- ・受注者への雇用年月日及び現在の雇用状況
- ・主な主務経験の記載
(特定専門工事の主任技術者が下請の主任技術者が行うべき職務も兼務する場合、1年以上の指導監督的な実務経験も含めること。)
- ・共通仕様書(第147条 現場代理人、主任技術者及び監理技術者等)に該当する項目
- ・監理技術者補佐の資格に該当する項目(合格証明書等の写しを添付)

2 現場代理人及び技術者が所属建設業者との雇用関係にあることを証明するものの写し
(健康保険証等の写し)

- ・現場代理人が直接的な雇用関係にあることを証明するもの
- ・技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの

なお、健康保険証等の写しは、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

現場代理人・技術者届

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長様
受注者 住 所

氏 名

発注年度	年度	
契約番号	第 号	
工 事 名		
工事場所		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
契約金額	税込 円	
受注者の許可番号	(-)	
下請予定金額		

上記工事に配置する現場代理人及び技術者を以下のとおり定めましたので別紙経歴書を添えて通知します。

現場代理人	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
-------	-------------	--	------	-------

技術者 5			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 6			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 7			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

技術者 8			補足欄	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	
技術者の従事期間 (工期と同じ場合記入不要)	年 月 日 ～ 年 月 日			

【添付書類】

- 1 変更および追加する現場代理人・技術者の経歴書
- 2 変更および追加する現場代理人及び技術者が所属建設業者との雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等の写し）
- 3 変更および追加の理由書（任意様式）

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

受注者 住所
氏 名
現 場 代 理 人

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名
契 約 年 月 日 年 月 日
工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

出 来 形 届 書

契 約 番 号 第 号

工 事 名

工 事 場 所 岐阜市

契 約 金 額

着 工 年 月 日 年 月 日

完 成 期 限 年 月 日

工事出来形年月日 年 月 日現在

工 事 出 来 形 率 %

上記のとおり出来形届書をお届けします。

年 月 日

受注者 住所

氏名

現 場 代 理 人

印

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長 様

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載すること。

出 来 形 内 訳 書

工 種	名 称	単 位	数 量	請負代金額	出来高率	出来高金額	備 考
計							

完 成 届

契 約 番 号 第 号

工 事 名

完 成 期 限 年 月 日

上記工事については、 年 月 日完成しましたからお届けします。

年 月 日

受注者 住所

氏名 _____ 印 _____

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載すること。

指 定 部 分 完 成 届

契 約 番 号 第 号

工 事 名

完 成 期 限 年 月 日

指定部分完成期限 年 月 日

上記工事の 年 月 日指定部分については、 年 月 日完成しましたからお届けします。

年 月 日

受注者 住所

氏名 印

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

※ 受注者の押印は省略できるが、その場合は「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載すること。

発注者	殿
工事番号および工事名	
建設キャリアアップシステム現場ID	総工事費 円
受注者(元請)	
住所	
名称	
共済契約者番号	
建設キャリアアップシステム事業者ID	
共済証紙購入金額 円	

掛金収納書提出用台紙

様式 (取扱店→契約者)	掛金収納書 (契約者が発注者へ)		金融機関コード
この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。	共済契約者番号		
	契約者氏名 (法人または事業主名)		殿
電話番号		— —	
証紙枚数	1日券	枚1枚当たりの販売価額	円 金額
	10日券	枚1枚当たりの販売価額	円 金額
独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印		合計金額	
☐ 公共 ☐ 民間 ☐ その他	発注者名	元請契約の工事番号および工事名	
	契約者記入欄		
※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。			
取扱金融機関名・日付印			

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

- ☐ 1. 発注者の指示のとおり
- ☐ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数 販売価格

人日 × 円 = 円

- ☐ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費 購入率 ※加入率

円 × $\frac{\text{購入率}}{1,000}$ × $\frac{\text{加入率}}{70\%}$ = 円

※対象工事における労働者の建退共加入率

- ☐ 4. その他

購入額の根拠を記入

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

掛金收納書(電子申請方式)

(共済契約者が発注者へ)

共済契約者番号								
共済契約者名 (法人または事業主氏名)								
JVの場合は 共同企業体名								

[illegible]

收納年月日	
-------	--

退職金ポイント購入額				
単価	購入日数		購入額	
320円 (中小企業用)		日		円
320円 (大手企業用)		日		円
合計		日		円

工事情報

工事の区分	
	公共
	民間
	その他

発注者名				
元請契約の工事番号および工事名				
総工事費				円
当該工事の退職金ポイント購入の考え方				

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
 税務処理には使用できません。
 また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 電子印鑑

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた
建設キャリアアップシステムへの登録の有無

(有) (無)

[illegible]

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無

(有) (無)

[illegible]

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無(有) (無)

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

発注者 年 月 日

_____ 殿

受注者

住所 _____

名称 _____

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID

工事期間

_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数

_____ 人日

本工事に従事した事業者数（元請を含む）

_____ 者

本工事に従事した労働者数

_____ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数（掛金充当日数）

_____ 人日

採用した方式

☐

電子申請方式

☐

証紙貼付方式

・ 事業者数（元請を含む）

_____ 者

・ 対象労働者数

_____ 人

（参考：工事全体の数を記入すること）

・ 建設キャリアアップシステムによる就労履歴数

_____ 人日

・ 建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数

_____ 者

・ 建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数

_____ 人

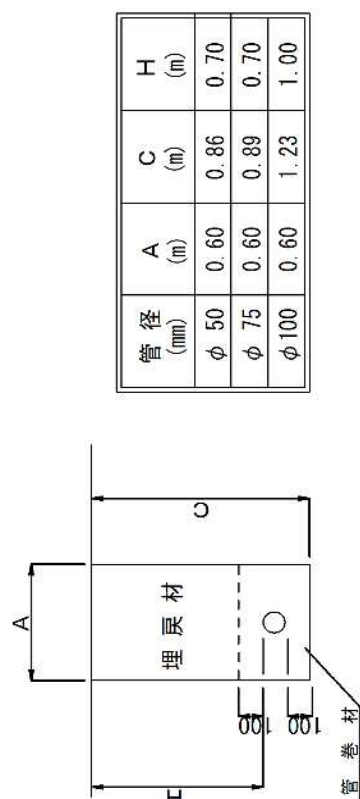
部 長	次 長	技術審議監	課 長	課	総 括 監督職員	一 般 監督職員

契 約 履 行 期 間 の 延 長 申 請 書	
仕 様 書 番 号	第 号
工 事 名	
工 期	令和 年 月 日 契約 令和 年 月 日 着工 令和 年 月 日 完成
希 望 延 長 期 間	令和 年 月 日までの 日間
期 間 延 長 理 由	
上記のとおり、契約期間の延長を承諾されたく申請します。 令和 年 月 日 住 所 氏 名	

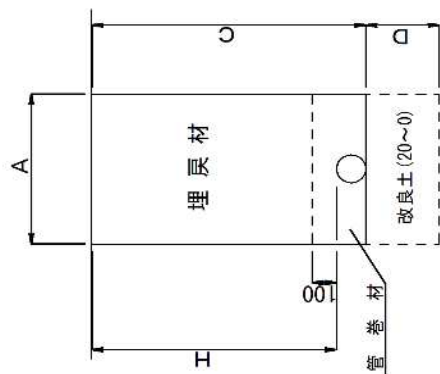
付 図 ・ 付 表 一 覧 集

番 号	名 称	摘 要
付図－ 1	標準掘削断面図・埋設標識シート設置標準図（水道）	
付図－ 2	骨組表示記号（水道）	
付図－ 3	仕切弁据付標準図（ ϕ 50, ϕ 75 H=700）	
付図－ 4	仕切弁据付標準図（ ϕ 75～ ϕ 150 H=1000）	
付図－ 5	仕切弁据付標準図（ ϕ 200～ ϕ 250 H=1000）	
付図－ 6	消火栓設置工標準図（ ϕ 75 H=700）	
付図－ 7	消火栓設置工標準図（ ϕ 100～150 H=1000）	
付図－ 8	交差点部標準骨組図	
付図－ 9	管末拔出防護工標準図（ ϕ 50～ ϕ 150）	
付図－ 1 0	給水切替標準図	
付図－ 1 1	標題欄・表示テープ貼付標準図	
付表－ 1	出来形規格値（水道）	
付表－ 2	出来形管理基準（水道）	
付表－ 3	写真管理基準（水道）	
付表－ 4	上水道竣工図確認表	

標準掘削断面図 (HPPE φ50～100)

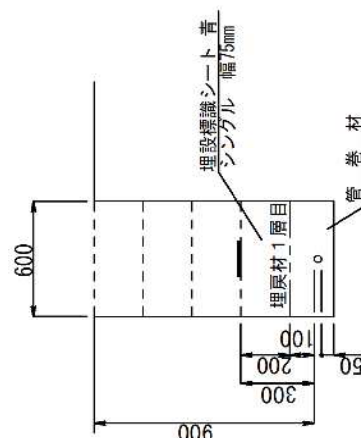


標準掘削断面図 (GX φ75～250)

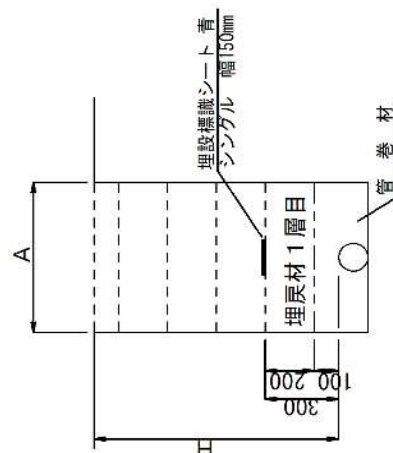


埋設標識シート設置標準図

〔給水管〕※公道



〔配水管〕



※埋設標識シート設置標準図は、岐阜市が管理する道路のものであり、他の道路は道路管理者の指示による

付図－2 骨組表示記号

骨組表示記号表									
鑄鉄管関係									
名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号
D直管(内面E) GX形		GX形 フランジ付丁字管		NS形 曲管 (22 1/2°)		NS形 曲管 (90°)		K形 曲管 (22 1/2°)	
D直管(内面E) NS形		GX形 継ぎ輪		NS形 曲管 (11 1/4°)		K形 曲管 (45°)		K形 曲管 (11 1/4°)	
D直管(内面E) K形		GX形 両受短管		NS形 両受曲管 (45°)		K形 曲管 (22 1/2°)		K形 曲管 (11 1/4°)	
D直管(内面E) S形		GX形 乙字管		NS形 両受曲管 (22 1/2°)		K形 曲管 (11 1/4°)		K形 フランジ付丁字管	
D直管(内面E) S II 形		GX形 帽		NS形 フランジ付丁字管		K形 継ぎ輪		K形 継ぎ輪	
GX形 二受丁字管		GX形 ライナ		NS形 継ぎ輪		K形 短管 1 号		K形 短管 2 号	
GX形 受挿し片落管		GX形 G-Link		NS形 短管 1 号		K形 普通押輪		K形 特殊押輪	
GX形 挿し受片落管		GX形 P-Link		NS形 短管 2 号		フランジ蓋		栓	
GX形 曲管 (90°)		NS形 三受十字管		NS形 帽		フランジ短管		フランジ短管	
GX形 曲管 (45°)		NS形 二受丁字管		NS形 ライナ		フランジ短管		フランジ短管	
GX形 曲管 (22 1/2°)		NS形 受挿し片落管		K形 三受十字管		フランジ短管		フランジ短管	
GX形 曲管 (11 1/4°)		NS形 挿し受片落管		K形 二受丁字管		フランジ短管		フランジ短管	
GX形 両受曲管 (45°)		NS形 曲管 (90°)		K形 受挿し片落管		フランジ短管		フランジ短管	
GX形 両受曲管 (22 1/2°)		NS形 曲管 (45°)		K形 挿し受片落管		フランジ短管		フランジ短管	

付図－2 骨組表示記号

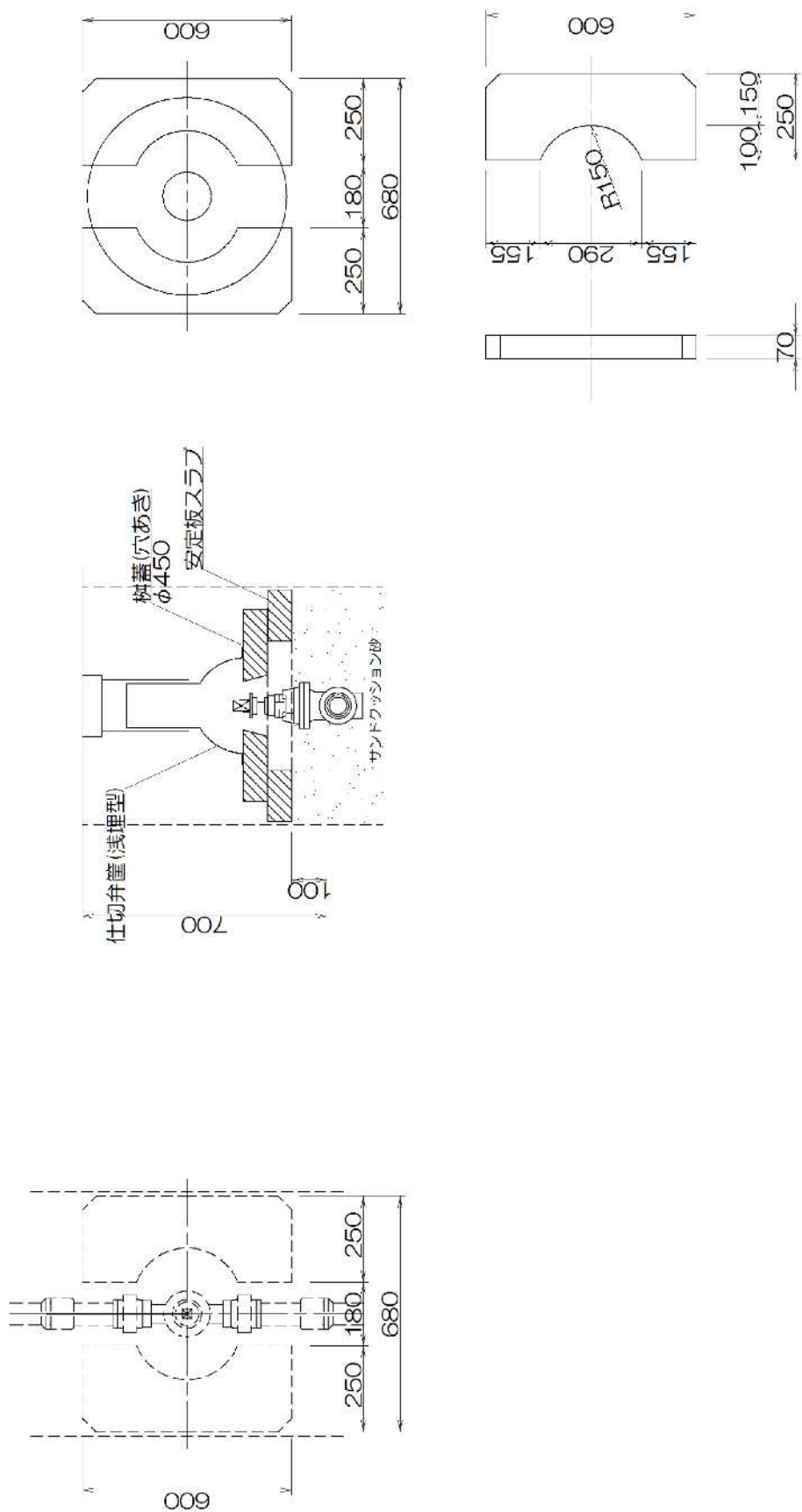
骨組表示記号表					
水道配水用ポリエチレン管関係			ビニール管関係		
名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号
PE 直管	—	EF 片受バンド (45°)		PPメカニカルソケット	
EF 受口付直管		EF 片受バンド (22 1/2°)		PVメカニカルソケット	
EF ソケット		EF 片受バンド (11 1/4°)		CPメカニカルソケット	
EF Sバンド		バンド (90°)		メカニカル帽	
EF 片受バンド		バンド (45°)		PP変換チーザ	
Sバンド		バンド (22 1/2°)		PP変換ソケット	
EF チーズ		バンド (11 1/4°)			
EF 片受チーザ		EF 片受レデューサ			
チーザ		レデューサ			
EF バンド (90°)		EF キャップ			
EF バンド (45°)		キャップ			
EF バンド (22 1/2°)		PE挿し口付丁字管			
EF バンド (11 1/4°)		PE挿し口付フレンジ短管			
EF 片受バンド (90°)		ダクタイル鋳鉄管用 異種管継手			

付図－2 骨組表示記号

骨組表示記号表											
P 管、V 管関係			給水関係			弁・栓関係			平面図(配管図)における表示		
名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号	表示記号	
HILAソケット		Pユニオンソケット		水道用仕切弁		水道管 (φ75mm以上)				—	
HILAエルボ (90°)		Pユニオンエルボ (90°)		PE挿し口付 水道用仕切弁		水道管 (φ50mm以下)				-----	
HILAエルボ (45°)		Pユニオンエルボ (60°)		青銅製スルース弁		仕切弁 (φ50mm以上)				— —	
HILAアダプターオス		Pユニオン ロングエルボ		補修弁		スルース弁				---X---	
PLAソケット		Pエルボ		消火栓 (地下式)		消火栓 (地下式)				—●—	
PLAエルボ (90°)		Pソケット		空気弁		消火栓 (地上式)				—●—	
PLAエルボ (45°)		P径違いソケット		簡易式不断水バルブ		排水管				—(D)—	
PLAアダプターオス		ボール式伸縮止水栓		逆止弁		空気弁				—(A)—	
PLAアダプターメス		HVPユニオンソケット				簡易式不断水バルブ				⊗	
		P直結ソケット									

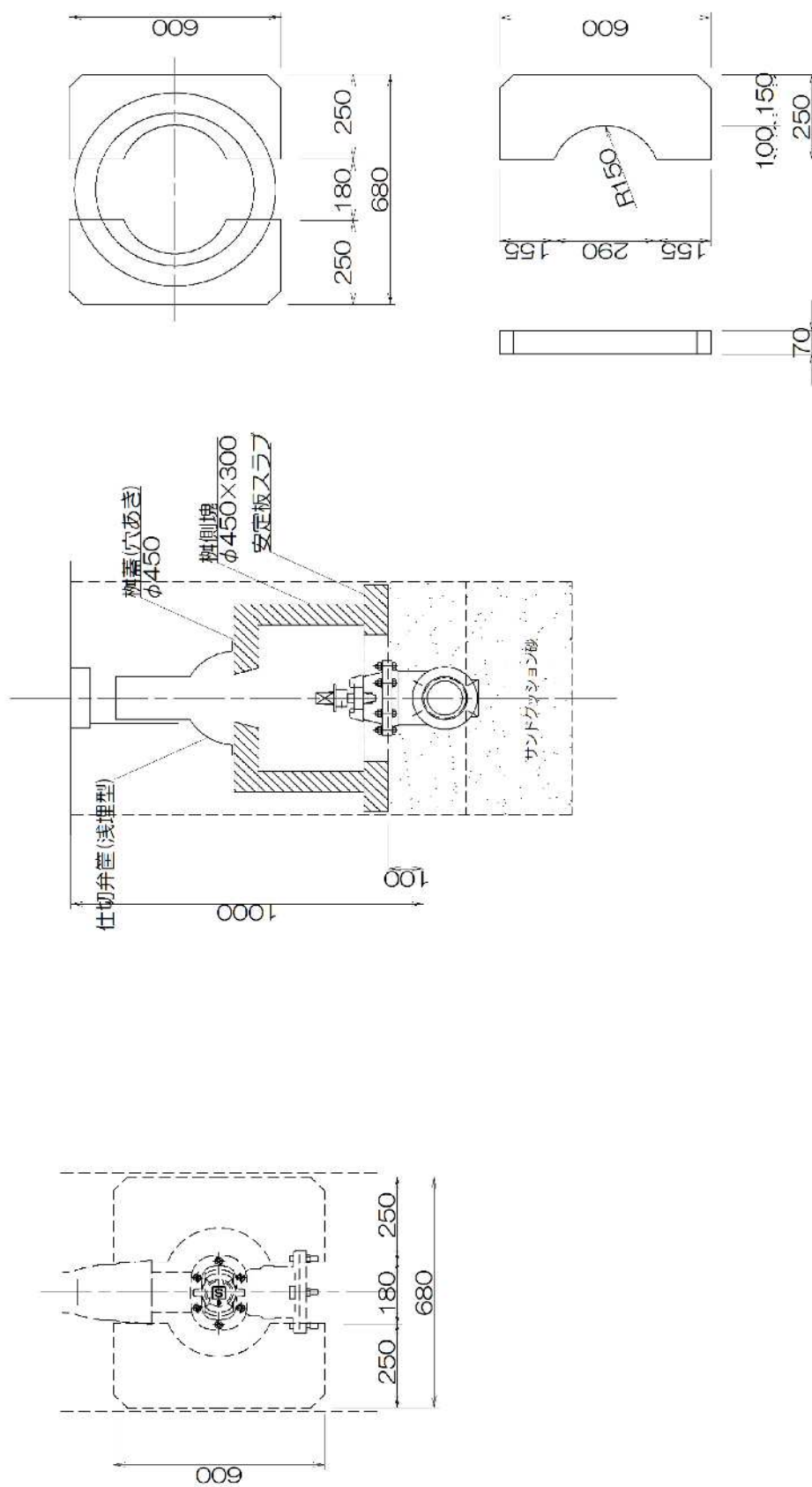
付図－3 仕切弁据付標準図（ $\phi 50$ 、 $\phi 75$ H=700）

仕切弁据付標準図（ $\phi 50$ 、 $\phi 75$ H=700）



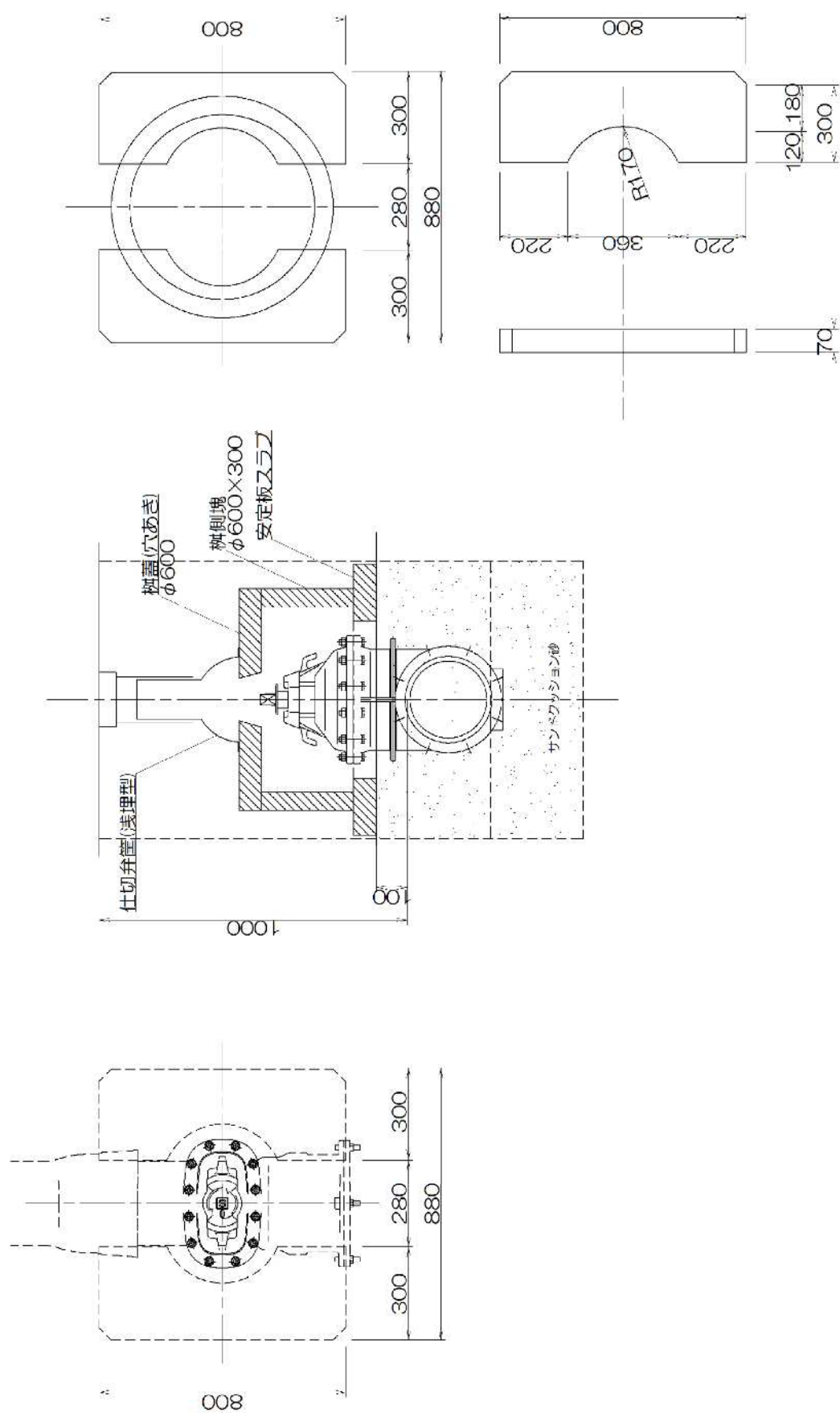
付図－４ 仕切弁据付標準図（ $\phi 75 \sim \phi 150$ H=1000）

仕切弁据付標準図（ $\phi 75 \sim \phi 150$ H=1000）



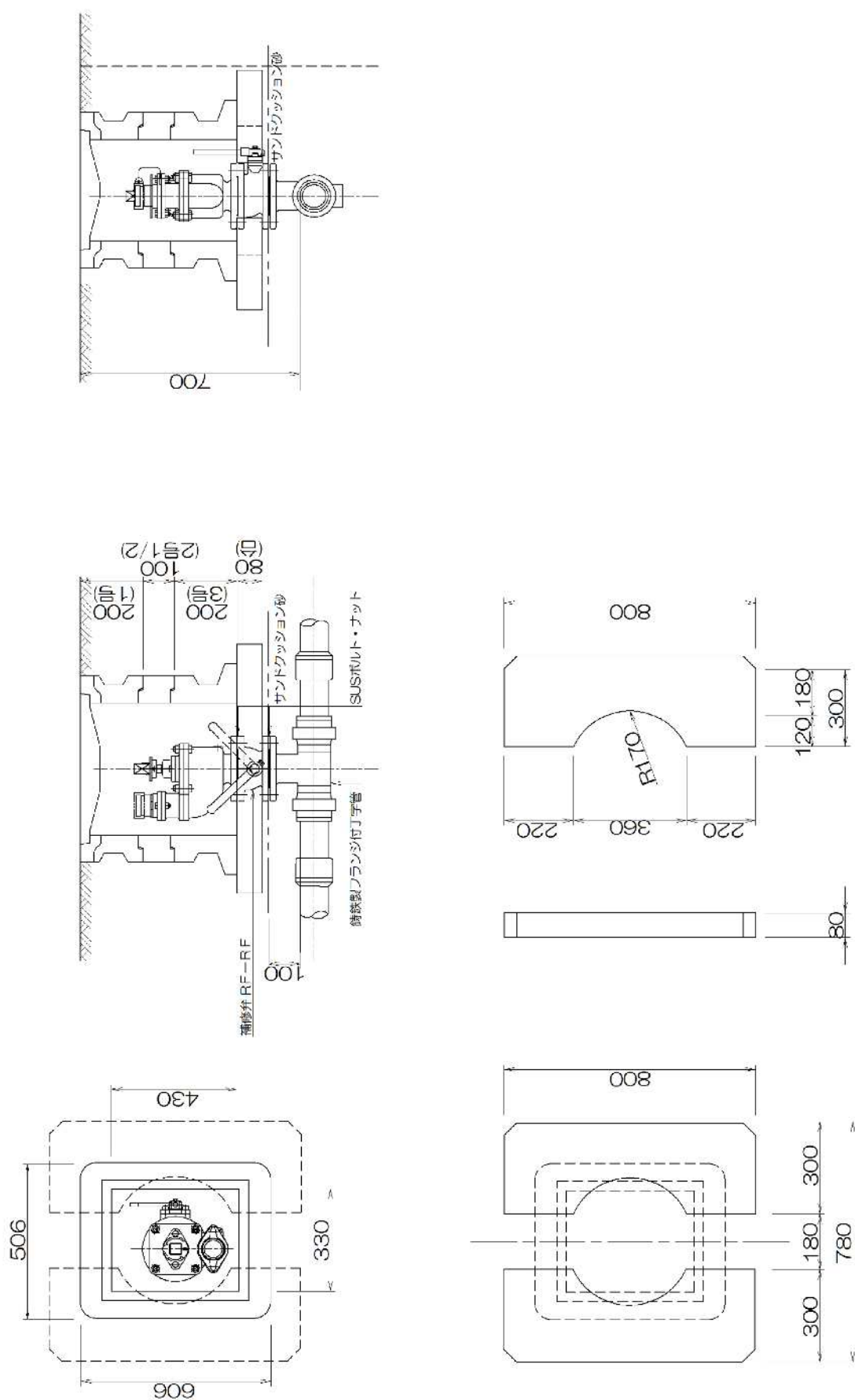
付図－５ 仕切弁据付標準図（ $\phi 200 \sim \phi 250$ H=1000）

仕切弁据付標準図（ $\phi 200 \sim \phi 250$ H=1000）

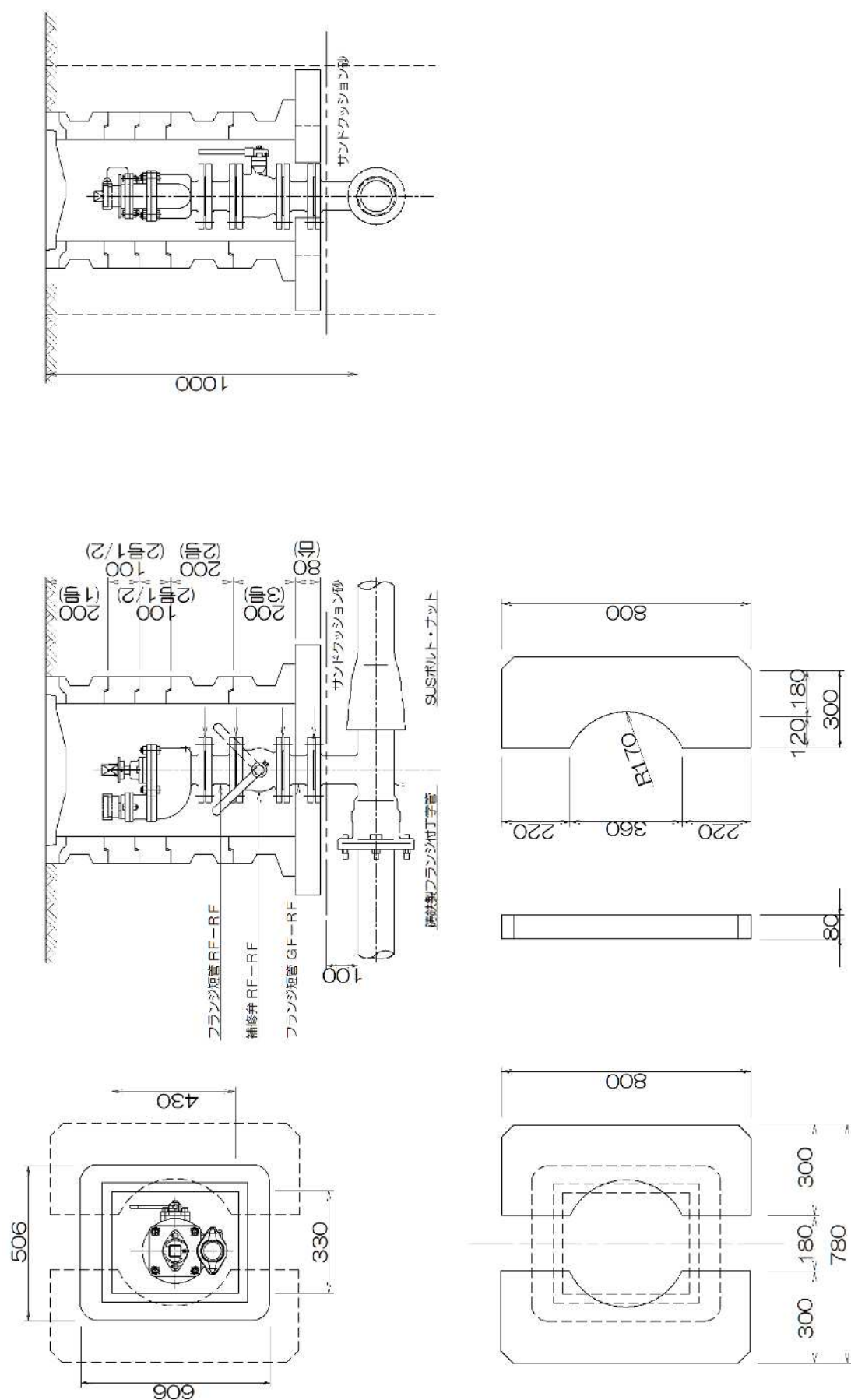


付図－6 消火栓設置工標準図（φ75 H=700）

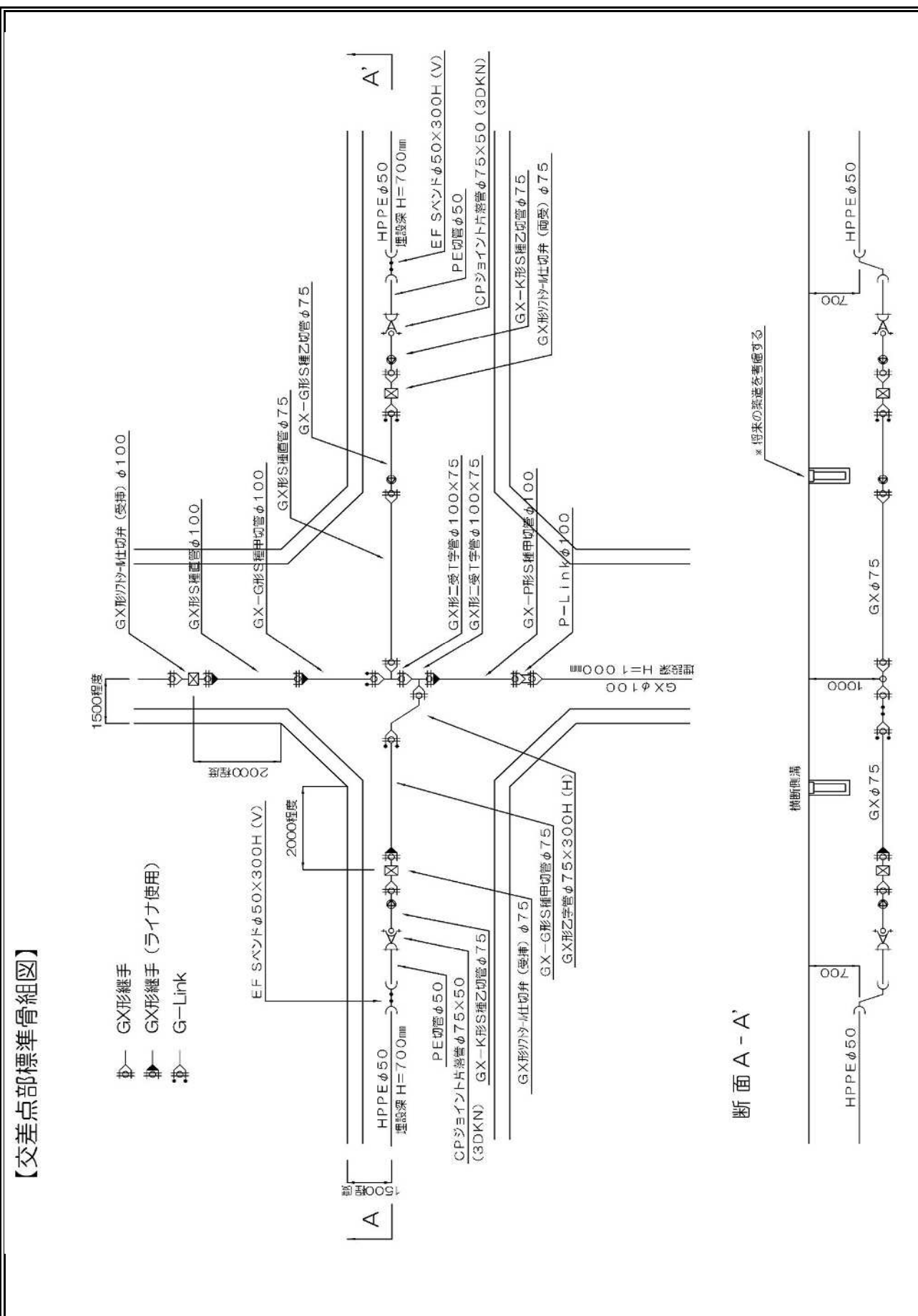
消火栓据付標準図（φ75 H=700）



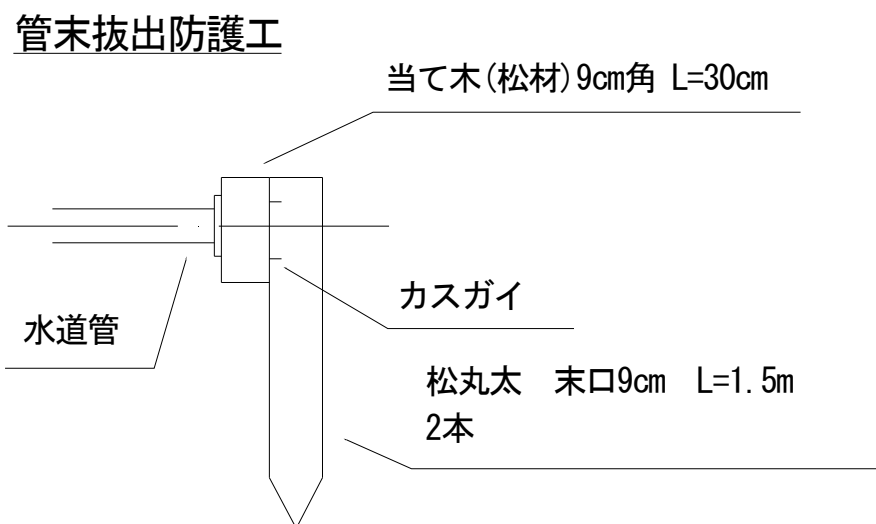
付図一 7 消火栓設置工標準図 (φ100~φ150 H=1000)



付図一 8 交差点部標準骨組図



付図－ 9 管末拔出防護工標準図（ $\phi 50 \sim \phi 150$ ）

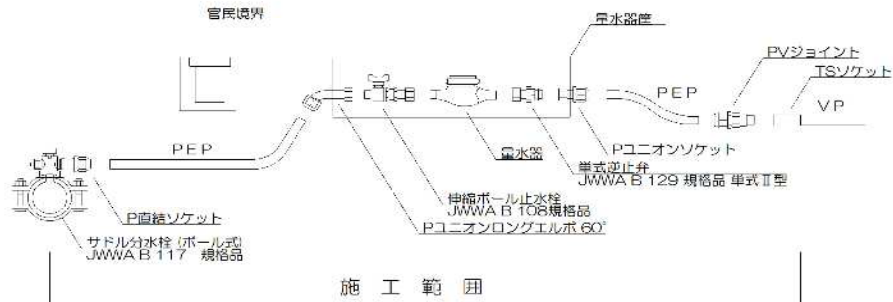


付図－１０ 給水切替標準図

【給水切替標準配管図】

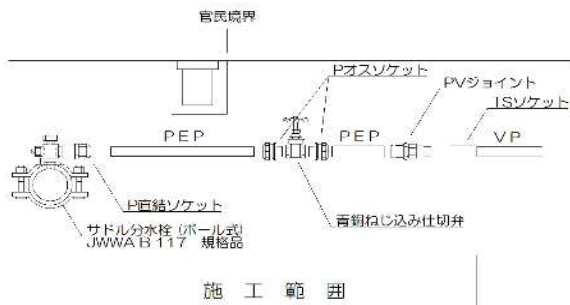
φ13mm～φ25mmの場合

給水切替標準図（Ａ）

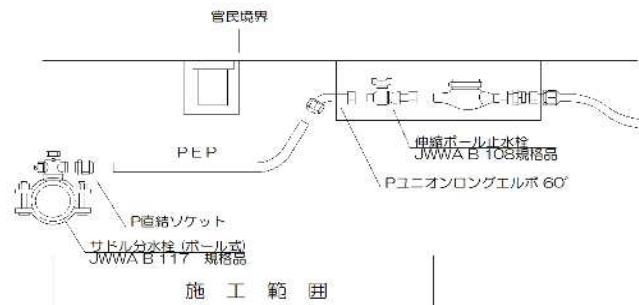


注：φ20の場合、量水器座はφ25用を使用

給水切替標準図（Ｂ）



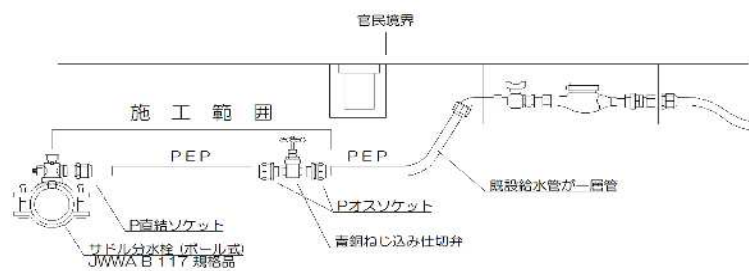
給水切替標準図（Ｃ）



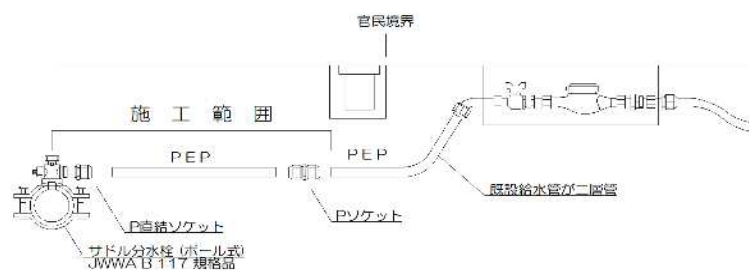
民地側の掘削が困難等やむを得ない場合

給水切替標準図（Ｂ）

※道路上に甲止水栓を設置



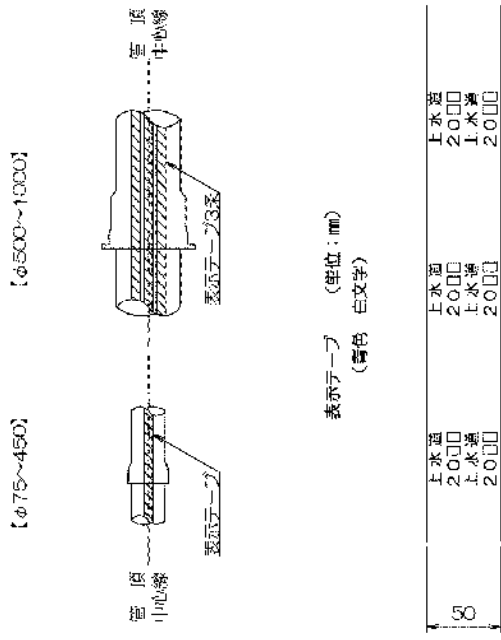
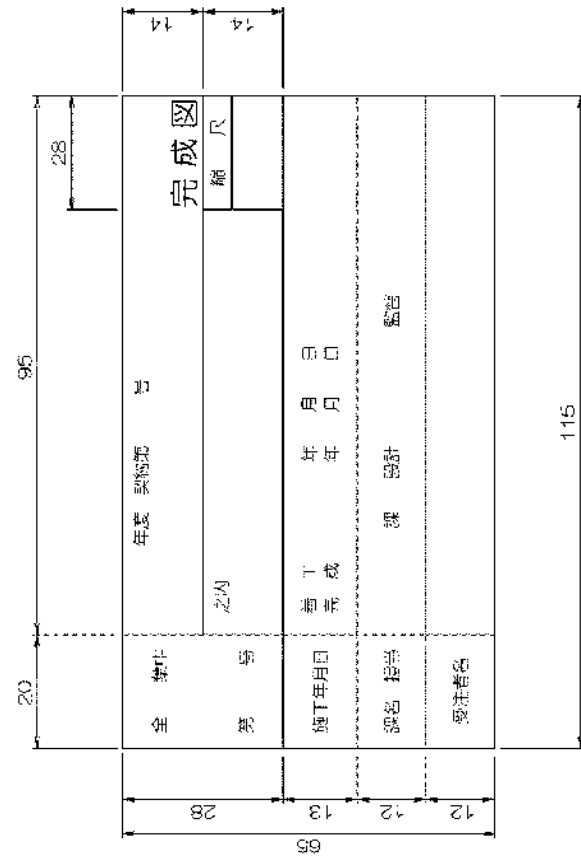
給水切替標準図（Ｐ）



付図－１１ 標題欄・表示テープ貼付標準図

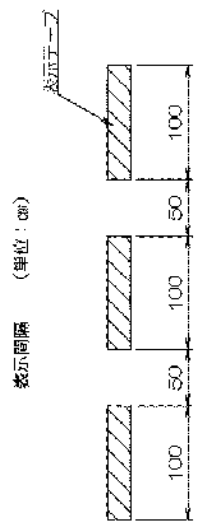
標 題 欄

表示テープ貼付標準図



表示テープ (単位: mm)
(青色 白文字)

上水道	上水道	上水道
2000	2000	2000
上水道	上水道	上水道
2000	2000	2000



表示テープ (単位: mm)

※HPEφ50は貼付しない

付表－１ 出来形規格値（水道）

種 別	項 目	判 定 値
管 布 設 工	管	日本水道協会検査証明書
	延 長	管種、口径別延長 L<200m ー200mm L≥200m ー0.1% （施工箇所ごと）
	埋設深度	±50mm 施工延長50m（ただし、測点があるものは測点ごととし50m以内とする。）に1箇所測定 仕切弁及び消火栓 ±100mm 全箇所測定
	残留塩素	0.1mg/l 以上
	水圧試験	(1) 水圧試験は、水圧0.75MPa加圧による24時間水圧保持試験（自記録計） 24時間後の水圧：初期水圧の80%以上
		(2) 水圧0.75MPa加圧による1時間水圧保持試験（自記録計又は監督職員立会いによる水圧ゲージ目視） 1時間後の水圧：降下なし
		(3) テストバンドによる水圧試験は、水圧0.5MPa加圧による5分間水圧保持試験 （監督職員立会いによる水圧ゲージ目視） 5分間後の水圧：0.4MPa以上

仕切弁深度（標準土被りにて算出）

（単位：mm）

弁	口 径 本管土被り	HPPE φ 50	HPPE φ 75	HPPE φ 100	φ 75	φ 100	φ 150	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 400
		700	700	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1300	1300	1300
ソフトシール(PE挿し口付)		432	415	698	---	---	---	---	---	---	---	---
G X 形ソフトシール(両受け・受挿し)		---	---	---	717	694	645	592	496	721	---	---
N S 形ソフトシール(両受け・受挿し)		---	---	---	---	---	---	---	---	---	527	468
ダクタイル鋳鉄製：フランジ形		450	295	678	597	529	425	340	256	481	397	283
【組合せ】												
仕切弁	φ 50用：浅埋用	○										
仕切弁	φ 75以上用：浅埋用		○	○	○	○	○	○	○			○
仕切弁	φ 75以上用									○	○	
樹蓋：穴あき	450×60	○	○	○	○	○	○					
樹蓋：穴あき	600×80							○	○	○	○	○
樹側塊	450×100											
樹側塊	450×200											
樹側塊	450×300			○	○	○	○					
樹側塊	450×400											
樹側塊	600×200											
樹側塊	600×300							○	○	○	○	○
樹側塊	600×400											
安定板スラブ 60	250× 600×70	○	○	○	○	○	○					
安定板スラブ 80	300× 800×75							○	○			
安定板スラブ 100	400×1000×85									○	○	○
参考値	仕切弁の高さ	470	470	470	470	470	470	445	445			

* 上記土被り以外の場合は、仕切弁の許容調整高を考慮して樹側塊の組合せを変えること。

* 仕切弁の高さは、将来の嵩上げ・嵩下げを考慮し、構造上の限度まで上げ下げせず、浅埋用H=440～540mm、従来用H=500～800mmが、望ましい。

* 仕切弁の高さ(参考値)は、標準土被りの管頂10cm上に安定板を設置した場合による。

消火栓（JWWA B 103）深度（標準土被りにて算出）

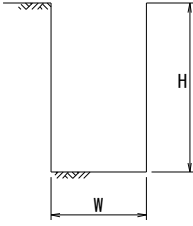
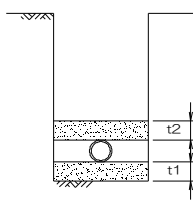
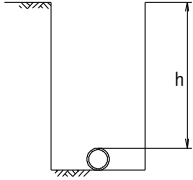
（単位：mm）

口径・管種		HPPE φ 75	HPPE φ 100	GX φ 75	GX φ 100	GX φ 150	GX φ 200	GX φ 250	GX φ 300	GX φ 350	GX φ 400
本管土被り		700	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1300	1300	1300
深 度		172	213	161	173	149	174	150	201	202	203
【組合せ（上から）】											
消 火 栓	単口(浅埋用)	○	○	○	○	○	○	○			
消 火 栓	双口 φ 100								○	○	○
フランジ短管	H=100		○	○	○	○	○	○			
フランジ短管	H=150								○	○	○
補 修 弁	H=100	○									
補 修 弁	H=150		○	○	○	○	○	○			
補 修 弁	H=200								○	○	○
フランジ短管	H=100		○	○	○	○	○	○			
フランジ短管	H=150										
フランジ短管	H=250								○	○	○

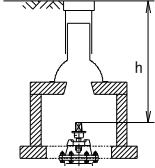
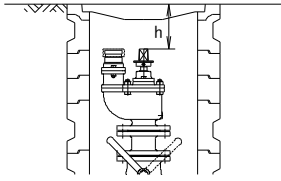
口径・管種				φ 75 K	φ 100 K	φ 150 K	φ 200 K	φ 250 K	φ 300 K		
本管土被り				1000	1000	1000	1000	1000	1300		
深 度				158	170	166	171	167	169		
【組合せ（上から）】											
消 火 栓	単口(浅埋用)			○	○	○	○	○	○		
フランジ短管	H=100										
フランジ短管	H=150			○	○	○	○	○	○		
補 修 弁	H=100										
補 修 弁	H=150			○	○	○	○	○	○		
フランジ短管	H=100										
フランジ短管	H=150										
フランジ短管	H=300								○		

* 上記土被り以外の場合は、フランジ短管の組合せを変えること。

付表－２ 出来形管理基準（水道）

工 種	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	適 用
管路掘削	深さ H	±30	施工延長50m（ただし、測点があるものは測点ごととし50m以内とする。） につき1箇所、延長が短い場合は中央部付近で1箇所を測定する。		
	幅 W	-50			
埋戻 (管保護砂)	厚さ t	設計値以上	施工延長50m（ただし、測点があるものは測点ごととし50m以内とする。） につき1箇所、延長が短い場合は中央部付近で1箇所を測定する。		
管布設	土被り h	±50	土被りは、施工延長50m（ただし、測点があるものは測点ごととし50m以内とする。）につき1箇所、延長が短い場合は中央部付近で1箇所を測定する。 延長は、1工事箇所ごとで管種口径別の延長とする。		
	延長 L	L < 200m ... -200 L ≥ 200m ... -0.1%			
溶接工（鋼管）	ルート間隔	裏当金なし ... 1～4 裏当金あり ... 6±2	φ75～200までは10箇所につき1回測定する。 φ300～400までは5箇所につき1回測定する。 φ500以上は全箇所測定する。		
	目違い	板厚 t ≤ 6mm ... 1.5 6 < t ≤ 16mm ... t × 25% 16mm < t ... 5.0			
	余盛	板厚 t ≤ 12.7mm ... 3.2mm以下 12.7mm < t ... 4.8mm以下			
	塗装厚	設計値以上	接合口数10箇所につき1箇所以上測定する。		
	塗装絶縁		φ700以上は、接合箇所全数。 規格電圧で放電しないこと。		

付表－２ 出来形管理基準（水道）

工 種	測定項目	規格値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	適 用
仕切弁	路面から スピンドル までの深度 h	±100	全箇所測定する。		
消火栓	路面から スピンドル までの深度 h	±100	全箇所測定する。		
給水切替工	掘削深さ H	±30	給水切替工は10箇所につき1箇所、 10箇所未満は1箇所を測定する。	掘削深さ H：管路掘削による 掘削幅 B：管路掘削による 保護砂厚さ t：埋戻による 管土被り h：管布設による	
	掘削幅 W	-50			
	保護砂厚さ t	設計値以上			
	管土被り h	±50			

付表－３ 写真管理基準（水道）

区分	種別	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	適 用
出 来 形 管 理 写 真	管 路 土 工	試掘工	幅、長さ、口径、土被り 埋設事業者名、埋設状況	施工後	全箇所		
		舗装版切断工	切断状況	施工中、施工後	舗装種別、施工箇所ごと		
		床掘	施工状況 幅、深さ	施工中、施工後	施工箇所、管種口径別 50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
		管保護砂	胴締め、敷均し、転圧施工状況 幅、深さ、厚さ	施工中、施工後	施工箇所、管種口径別 50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
		埋戻し	敷均し、転圧施工状況 深さ、厚さ	施工中、施工後	施工箇所、管種口径別 50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
		残土処理	捨土前及び捨土後、運搬状況	施工後	100㎡以上の捨土ごと		
		産業廃棄物	処理前及び処理後、運搬状況	施工後	処分場ごと		
		土留工	延長、腹起し 切梁等の設置状況	施工中 施工後	矢板種別ごと 全延長		
		路盤工	敷均し、転圧施工状況 幅、深さ、厚さ	施工中、施工後	施工箇所、管種口径別 50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		埋戻し作業工程で同 時に施工する場合
		仮復旧工	幅、厚さ	施工後			
		水替工	使用ポンプ、排水状況	施工中	施工箇所ごと		
	管 布 設 工	管切断工	切管寸法、端面補修、削溝状況	施工後	全箇所		
		管据付工	管の吊おろし、据付作業	施工中	50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
			土被り、出幅	施工後	50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
			異形管使用箇所、他埋設物との離隔	施工後	全箇所		
			オフセット	施工後	全箇所 (起点、終点、曲管、丁字管及び十字管)		
		管接合	ダクトail管接合状況	施工中、施工後	10箇所に1箇所、10箇所未満は1箇所		トルク管理が必要な ものは10箇所に1箇 所、10箇所未満は1 箇所
			ライナ、挿しロリング設置状況	施工後	全箇所		
			水道配水用ポリエチレン管接合、 インコア挿入状況	施工中、施工後	10箇所に1箇所、10箇所未満は1箇所		
			フランジ接合	施工後	全箇所		
			メタルタッチ接合	施工後	全箇所		
			その他接合	施工後	10箇所に1箇所、10箇所未満は1箇所		
		ポリスリーブ被覆工	被覆状況	施工後	10箇所に1箇所、10箇所未満は1箇所		
		埋設明示テープ工	施工状況	施工後	50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
		埋設標識シート工	施工状況	施工後	50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
		仕切弁、消火栓等設置工	設置状況、路面とスピンドル間の深度 接合状況	施工中、施工後	全箇所		
		不断水分岐工	施工状況、水圧試験	施工中、施工後	全箇所		
		既設管連絡工	既設管状況、施工状況	施工中、施工後	全箇所		
		管防護工	コンクリート打設状況、高さ、幅、各部材 長さ、管中心までの寸法（かぶり厚）	施工中、施工後	全箇所		
		管末拔出防護工	施工状況	施工後	全箇所		
		管撤去工	施工状況、延長、土被り、管閉塞等	施工中、施工後	全箇所		
		仮配管工	施工状況	施工中、施工後	50mごとに1箇所、100m未満は2箇所		
	溶 接 工 （ 鋼 管 ）	継手溶接工	施工状況、ルート間隔、目違い	施工中	φ75～200は、10箇所毎に1箇所 φ300以上は、5箇所毎に1箇所		
		現場塗装工	施工状況、塗装厚	施工中	φ75～200は、10箇所毎に1箇所 φ300以上は、5箇所毎に1箇所		防食布含む
	給 水 切 替 工	給水切替箇所	施工箇所	施工前、施工後	全箇所		
		土工の工種は管路土工 による	管路土工による	施工中、施工後	10箇所に1箇所、10箇所未満は1箇所		
		管据付工	土被り	施工後			
		分水栓建込工	施工状況	施工中、施工後			
		管接合	水道用ポリエチレン管接合	施工後			
		埋設標識シート工	施工状況	施工後			

付表－３ 写真管理基準（水道）

区分	種別	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	適 用
品質管理写真	管 布 設 工	使用材料	数量及び品質等の確認	着手前	材料の種類別に適宜		監督職員の確認
		水圧試験	水圧計ゲージ確認、試験状況	施工後	施工箇所ごと		監督職員の立会い
		残留塩素測定	0.1mg/ℓ以上	施工後	施工箇所ごと		
		管接合工	ダクティル管接合測定状況	施工後	全箇所		
			水道配水用ポリエチレン管接合測定状況	施工後	全箇所		インジケータ確認
			メタルタッチ接合測定状況	施工後	全箇所		
	溶 接 工 （ 鋼 管 ）						
		非破壊検査	放射線透過試験、超音波探傷試験	施工後	10口につき1口、1口につき1～2枚		
		現場塗装工	塗装絶縁	施工後	10口につき1口		
	給 水 切 替 工	水圧試験	水圧計ゲージ確認、試験状況	施工後	全箇所		

上水道竣工図確認表

- 1 提出部数 「紙媒体：４部」及び「PDFデータ」
 - * 事前に監督職員にチェックを受ける。
 - * PDFデータについては、カラー又はモノクロとし、用紙サイズはA3とする。
カラーの場合は、位置図、平面図及び配管図で施工箇所を赤書きとする。
モノクロの場合は、位置図、平面図及び配管図で施工箇所がわかるように太線で記入する。
提出方法は、電子メールで監督職員に送付するものとする。
- 2 図面の折り方 「横１３cm程度 縦２１cm程度」 *タイトルボックスが見えるように。
- 3 位置図 ☐ 施工箇所を赤書き。
☐ 方位・縮尺
- 4 配管図 ☐ 方位・縮尺
☐ 施工した管路・消火栓・仕切弁とも赤書き。
☐ 管種・口径の記入 *DIPEは、GX形、NS形及びK形がわかるように明示。
☐ 布設替工事は、布設替前の既設管の管種・口径は、削除してください。
☐ φ50mm以下は、——破線、φ75mm以上は、——実線 赤書き
☐ 消火栓は● 仕切弁は全て | （不断水バルブは、(X)） 赤書き
- 5 平面図 ☐ 方位・縮尺
☐ 管路・消火栓・仕切弁とも赤書き。
☐ 管種・口径・延長 *蛍光ペンで上書き *設計延長は書かない。
☐ 区間（分割）延長の記入。 *書きにくい場合は、別紙可。
☐ タイトルボックス付近に管種口径別総延長の記入。
☐ 給水切替を施工した場合、使用者名と切替タイプとメーター番号の記入。
*書きにくい場合は、別紙可。ただし、平面図には使用者または番号を記入し、別紙と整合をとること。
*給水切替Pは、接続位置・接続した既設管の管種口径、１層管・２層管の別を記入。
*給水切替Bは、止水栓の設置位置（民地内か公道）を記入。
☐ トイレ管（排泥管）も口径を書き、排出方向がわかるように明示。
- 6 骨組図 ☐ 方位
☐ 仕切弁・消火栓深度の記入。
☐ 切管寸法
☐ 水路伏越し等は、詳細図の記入。
☐ 曲管は、水平（H）、垂直（V）、ひねり（T）を記入。 例：GXφ100×45°（V）
☐ FCD仕切弁、不断水バルブは、蛍光ペンで上書きをして強調させる。
☐ 既設連絡箇所の 既設管の管種・口径、出幅Wと土被りHを記入。
☐ NS管使用で管末及びK形等の接合箇所におけるの溝切加工の有無を記入。
- 7 横断図 ☐ 縮尺
☐ 平面図に横断箇所 ① ——— ①' 等、表示。 向きを間違えないように。
☐ 布設管を●で赤書き、出幅、土被りを記入。
☐ 出幅、幅員等、実測を記入。設計図面の値をそのまま利用しないこと。
- 8 オフセット ☐ 既設管接続箇所、T字管、十字管、管末、曲管
* 出幅＋マンホールor電柱orすみきり等から３点の距離を記入。
* 骨組図または、平面図の余白に書いても可。
- 9 給水ワザット ☐ 仕切弁を起点とし延長（＋○○）を記入。 *最寄にない場合は消火栓からでも可。
* 平面図の余白に書いても可。
- 10 舗装復旧図 不要
- 11 タイトルボックス ☐ 担当課を間違えないように。
☐ 発注年度・契約番号・工事名・市担当者名・業者名 必ず記入。
☐ 自費工事の場合は工事名の後ろに（自費工事）と記入してください。
☐ タイトルボックス枠外上段に工事場所を全て記入。
- 12 その他 ☐ 監督職員が必要と思われるもの。
例：交差点等で大口径と小口径が、乗り越しやパイプが組んである場合の詳細図

※ 工事完成図書として提出すること。